

# 韓国における行政不服審査制度

創価大学法科大学院教授・博士 (法学)

尹 龍澤

## I. 韓国行政審判法

### 1. 行政審判法—行政不服審査制度の一般法

韓国において、行政不服審査制度について定める一般法は「行政審判法」と称されている<sup>1</sup>。これは、それまでの訴願法に代わるものとして、1984年12月15日に公布、翌年10月1日から施行された後に、1995年、1997年、1998年、2008年と4回の部分改正を経て、2010年1月25日には全部改正されたものである（法律第9968号）。この現行の韓国の行政審判法は、同年7月26日から施行されている。

もちろん、個別法で行政審判法とは異なる行政不服審査手続を規定することは可能であるし、その場合には個別法の規定が優先して適用されることは当然であるし、また、行政審判に関して個別法律で規定していない事項と手続に関しては一般法である行政審判法が適用されることは、行政審判法に明示している（4条2項）。しかし、このような特別な行政不服審査[特別行政審判]手続の濫設を防止するために、「事案の専門性と特殊性を活かすために特に必要な場合の他には、この法律による行政審判にかわる特別な行政不服審査手続（以下、「特別行政審判」という。）又はこの法律による行政審判手続に対する特例を、他の法律で定めることはできない」（4条1項）と定め、さらに、個別法で特別行政審判を新設したり、国民に不利な内容に変更しようとする場合には、あらかじめ行政機関の長が中央行政審判委員会と協議しなければならないとの規定を置いている（4条3項）。

もっとも、このような規定が設けられたこと自体が、ある意味、行政審判法上の行政審判に対して多くの個別法で特例が置かれていることの証左でもある。特別行政審判の代表的な例としては、国税基本法における「審査請求」または「審判請求」、国家公務員法上の「訴請審査の請求」、土地の取得及び補償に関する法律上の「異議申請」などがある。

### 2. 行政審判の当事者及び関係人

#### (1) 審判請求人

行政審判手続にも準司法手続を要求する韓国憲法107条3項の「裁判の前審手続として行政審判をすることができる。行政審判の手続は法律で定めるものの、司法手続が準用さ

---

<sup>1</sup> 「行政審判」という用語は、日本においては、普通は、行政委員会ないしはそれに類似した行政機関が、いわゆる準司法的手続によって行う審判を総称する意味で用いられているが、韓国では、訴願法の時代から行政審判の語は、行政機関が行う行政争訟の手続を広く指すものとして使用されており、行政審判法の制定によって講学上の用語と実定法上の用語が統一されたということができる。

れなければならない」の趣旨に従い、行政審判法は審理手続については、請求人と被請求人である行政庁とが、互いに中立的な地位で審理する対審構造を原則としている。

#### 1) 請求人適格

行政審判の請求人とは、審判請求の対象である処分又は不作為に不服で、その取消し又は変更等を求めて審判請求を提起する者をいう。請求人は、処分の相手方であるか第三者であるかを問わず、また、自然人であるか法人であるかも問わない。請求人は、原則的に権利能力者であることを要するが、人格なき社団や財団の場合も、代表者や管理人がいるときには、その名前で行政審判を提起することができる(14条)。

請求人適格については、行政審判法は、抗告訴訟と同様、法律上の利益のある者と定める。すなわち、①取消審判請求の場合には、「処分の取消または変更を求める法律上の利益がある者」(13条1項)であり、②無効等確認審判請求の場合には、「処分の効力の有無または存在の有無の確認を求める法律上の利益がある者」(2項)であり、③義務履行審判請求の場合には、「処分を申請した者で、行政庁の拒否処分または不作為に対して一定の処分を求める法律上の利益がある者」(3項)であり、いずれも、「法律上の利益がある者」に限って、行政審判を請求できるとしている。

ところで、この規定については、行政審判は違法な処分のみならず不当な処分をもその対象としているために(1条、5条)、立法上の過誤であると指摘する有力な学説がある。しかし、多数説は、「法律上の利益」は審判提起の段階の要件の問題であり、処分の違法・不当の可否は本案審理の問題であるので、両者は必然的な関係にはなく、また、不当な処分によっても法律上の利益が侵害されることがあり得るとして立法上の過誤ではなく、無用な争訟の提起を防ぐために、行政処分を争うことのできる者を一定の範囲に限定しようとする立法政策の問題であると解している<sup>2</sup>。

なお、多数の請求人が共同で審判請求をするときには、請求人のうち3人以下の代表者を選定することができる(15条1項)。選定代表者は、各々他の請求人のために、請求の取下げを除いては、その事件に関するすべての行為をすることができ、請求人たちはその選定代表者を通じてのみ、その事件に関する行為をすることができ(15条3項・4項)。

#### 2) 請求人の地位承継

##### (i) 当然承継

行政審判を提起した後に、自然人である請求人が死亡したときには、その相続人又は法令によって当該処分に関係する権利利益を承継した者がその請求人の地位を承継し(16条1項)、法人または法人格なき社団や財団である請求人が別の法人と合併したときには、合併によって存続または設立された法人等が、その請求人の地位を承継する(16条2項)。

##### (ii) 許可承継

---

<sup>2</sup> 박군성 『행정법강의(제8판)』(2009年)655頁、参照。

審判請求の対象である処分に関係する権利または利益を譲り受けたものは、関係行政審判委員会の許可を得て、請求人の地位を承継することができる（16条5項）。万一、委員会が地位承継を許可しなければ、申請人は、決定書の正本を得た日から7日以内に委員会に異議申請をすることができる（16条8項）。従来は、委員会の決定に対して争う方法がなかったが、2010年の改正法で異議申請制度を導入した。

## （2）被請求人

### 1）被請求人適格

被請求人とは、審判請求を提起された相手方である当事者をいう。審判請求は、当該審判請求の対象である処分又は不作為をした行政庁（義務履行審判の場合は、請求人の申請を受けた行政庁）を被請求人として提起しなければならない（17条1項）。処分又は不作為があった後に、それに関する権限が他の行政庁に承継されたときには、新たにその権限を承継した行政庁が被請求人になる（17条1項但書）。

### 2）被請求人の更正

行政審判の提起において、被請求人を誤って指定した場合又は行政審判が提起された後に当該処分又は不作為に対する権限が他の行政庁に承継された場合には、行政審判委員会は、当事者の申請又は職権による決定で、被請求人を更正する（17条2項・5項）。

被請求人の更正決定があれば、従前の被請求人に対する審判請求は取り下げられ、新たな被請求人に対する審判請求が初めに審判請求をしたときに遡及して提起されたものとみなす（17条4項）。

## （3）行政審判の関係人

### 1）参加人

審判請求の結果に対して利害がある第三者又は行政庁は、当該行政審判に対する委員会又は小委員会の議決があるまで、その事件に対して審判参加をすることができる（20条1項）。

利害関係者の行政審判手続への参加には、①審判結果に利害関係のある第三者又は行政庁が行政審判委員会の許可を受けてその事件に参加する、いわゆる許可による参加（20条）と、②行政審判委員会が必要であると認めるときには行政審判結果に利害関係のある第三者または行政庁に対して審判に参加することを要求することができる、この要求に応じて参加する、いわゆる要求による参加がある（21条1項）。参加人は、行政審判手続において当事者がなし得る審判手続上の行為をすることができる（22条1項）。

#### （i）審判参加の手続

##### a）許可による参加

審判参加をしようとする者は、参加の趣旨と理由を記した参加申請書を委員会に提出しなければならない（20条2項）。委員会は、参加申請を受けたら、それに対する許可の可否を決定して、遅滞なく、申請人には決定書正本を、当事者と他の参加人には決定書謄本を送達しなければならない（同条5項）。

委員会の決定に異議がある場合には、申請人は決定書謄本を送達受けた日から 7 日以内に、委員会に異議申請をすることができる（同条 6 項）。このような異議申請制度は、従前にはなかったが、改正行政審判法によって新たに導入されたものである。

#### b) 委員会の要求による参加

委員会は必要であると認めれば、その行政審判の結果に利害関係のある第三者又は行政庁に、その事件の審判の参加を要求することができ、このような要求を受けた第三者又は行政庁は、遅滞なく、その事件の審判に参加するか否かを、委員会に通知しなければならない（21 条）。

#### 2) 代理人

請求人が代理人として選任できる者は、①請求人の配偶者、請求人又は配偶者の四親等以内の血族、②請求人が法人又は法人格なき社団若しくは財団である場合には、その所属役職者、③弁護士、④他の法律によって審判請求の代理ができる者、⑤その他、委員会の許可を得た者である（18 条 1 項）。

一方、被請求人が代理人として選任できる者は、①その所属職員、②弁護士、③他の法律によって審判請求を代理できる者、④その他委員会の許可を得た者である（同条 2 項）。

### 3. 行政審判機関—行政審判委員会

#### (1) 法的地位

行政審判法は、行政審判請求事件を審議・議決するための行政審判機関として、合議制の行政審判委員会の設置を定めている。すなわち、行政審判委員会は、合議制の行政庁の地位を有する。もともと、行政審判委員会は、所属機関から職務上独立した行政庁である。また、行政審判委員会は、常設の機関ではなく、行政審判請求を審理・議決する必要ごとに、予め任命されている行政審判委員のうちの一部の委員で構成される。行政審判委員は、原則上、非常任であるが、中央行政審判委員会には 4 人以内の常任委員を置くことができるようになっている。

従前の行政審判委員会は、行政審判の審理と議決機能だけを遂行する合議制議決機関に過ぎなかったが、2008 年の改正法は、行政審判委員会が直接裁決までするように規定して、合議制行政官庁の機能まで遂行するようにした。

#### (2) 種類

行政審判委員会には、中央行政審判委員会、市・道[広域自治体]知事所属の行政審判委員会、処分庁所属の行政審判委員会（監査院や国会事務総長など、その地位・性格の独立性と特殊性が認められる場合に設置、6 条 1 項）、当該行政庁の直近上級機関所属の行政審判委員会（大統領令で定める国家行政機関所属の特別地方行政機関の長の処分について設置、6 条 4 項）があるが、後者の 2 つは、例外的なものである。

#### 1) 中央行政審判委員会

中央行政審判委員会は、国民権益委員会に置かれる。①国家行政機関の長又は所属行政

庁（処分庁所属の行政審判委員会設置対象（6条1項）を除く。）、②特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」という。）又は特別市・広域市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）の議会、③地方自治法による地方自治団体の組合等、関係法律により国家・地方自治団体・公共法人等が共同で設立した行政庁の処分又は不作為に対する審判請求を審理・裁決する（6条2項）。

#### 2) 市・道知事所属の行政審判委員会

①市・道知事所属の行政庁、②市・道の管轄区域にある市・郡・自治区の長、所属行政庁又は市・郡・自治区の議会、③市・道の管轄区域にある二つ以上の地方自治団体（市・郡・自治区をいう。）・公共法人などが共同で設立した行政庁の処分又は不作為に対する審判請求を審理・裁決するために、市・道知事所属に行政審判委員会を置く（6条3項）。

#### 3) 処分庁所属の行政審判委員会

①監査院・国家情報院長・その他大統領令で定める大統領所属機関の長、②国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務処長及び中央選挙管理委員会事務総長、③国家人権委員会、「真実・和解のための過去史整理委員会」、その他、その地位・性格の独立性と特殊性が認められて大統領令で定める行政庁の処分又は不作為に対する行政審判を審理・裁決するためにこれらの機関所属下に行政審判委員会を置く（6条1項）。

#### 4) 直近上級行政機関所属の行政審判委員会

大統領令で定める国家行政機関所属の特別地方行政機関の長の処分又は不作為に対する審判請求については、当該行政庁の直近上級行政機関に置く行政審判委員会で審理・裁決する（6条4項）。

### (3) 構成

行政審判委員会は、中央行政審判委員会（8条）とそれ以外の行政審判委員会（7条。これを、通常、一般行政審判委員会と称している。）に区分される。

中央行政審判委員会は、委員長1名を含む50名以内の委員で構成されるが、委員のうち常任委員は4名以内とする（8条1項）。委員長は、国民権益委員会の副委員長のうちの1名となる。委員長が不在もしくはやむを得ない事由で職務を遂行できないときまたは委員長が必要であると認めるときには、常任委員が委員長の職務を代行する（8条2項）。

それに対して、一般行政審判委員会は、委員長1名を含む30名以内の委員で構成する（7条1項）し、委員長は、その行政審判委員会が所属した行政庁となる。委員長が不在若しくはやむを得ない事由で職務を遂行できないとき又は委員長が必要であると認めるときには、一定の順序に基づき委員が職務を代行する（7条2項）。また、一般行政審判委員会においては、当該地方自治体の条例で定めるところにより、公務員でない委員を委員長にすることもできるが、その場合には、委員長は非常任とする（7条3項）。

### (4) 委員の資格

一般行政審判委員会の委員は、①弁護士の資格を取得した後5年以上の実務経験がある者、②高等教育法の規定する大学等で助教授以上の職にあるか又はあった者、③行政機関

の4級以上の公務員であった者又は高位公務員団<sup>3</sup>に属する公務員であった者、④博士の学位を取得したのち当該分野で5年以上勤務した経験のある者、⑤その他行政審判に関する知識及び経験が豊富な者(6条4項)の中から、当該行政審判委員会が所属する行政庁が委嘱(委嘱委員)し、またはその所属公務員から指名(指名委員)する(7条4項)。

ただし、中央行政審判委員会の非常任委員は、上記1から5に該当する者の中から中央行政審判委員会委員長の提案により国務総理が委嘱するが(8条4項)、常任委員については、3級以上の公務員(3級、4級が本省の課長級とのことである。)または高位公務員団に属する一般職公務員(局長、審議官、室長等が含まれるとのことである。)として3年以上勤務した者または行政審判に関する知識及び経験が豊富な者の中から、中央行政審判委員会の委員長の提案により国務総理を経由して大統領が任命する(8条3項)。

中央行政審判委員会常任委員の任期は3年で、一回に限り再任することができる(9条2項)、その他の非常任委員及び行政審判委員会の委員の任期は2年で、2回に限って再任することができる(3項)。

その身分保障については、民間委員として委嘱された者(委嘱委員)は、禁固以上の刑を宣告され、またはやむをえない事由で長期間勤務を遂行できなくなった場合を除いては、任期中その意思に反して解嘱されないと定められている(9条5項)。

#### (5) 委員等の除斥・忌避・回避制度

行政審判法は、公正な審判のために、一定の事由がある場合には、委員会の委員が審理・議決から排除される除斥(10条1項)、公正な審理・議決を期待するのが困難な事情がある場合に当事者の申請に基づき委員長の決定で審理・議決から排除する忌避(2項)、委員が自ら除斥または忌避の事由があると認めて自発的に審理・議決を避ける回避(6項)が規定されている。これらの制度は事件の審理・裁決に関する事務に関与する委員でない職員にも準用している(10条7項)。

行政審判法の定める除斥事由は、①委員又はその配偶者であった者が事件の当事者又は事件に関して共同権利者又は義務者である場合、②委員が事件の当事者と親族であり又は親族であった場合、③委員が事件に関して証言又は鑑定をした場合、④委員が当事者の代理人として事件に関与し、又は関与していた場合、⑤委員が事件の対称になった処分又は不作為に関与した場合である(10条1項前段)。除斥事由に該当する委員の除斥は、委員長職権又は当事者の申請によって行われるが、その除斥決定は委員長が行政審判委員会の議決を経ずに行う(10条1項後段)。

忌避事由としては、「委員に公正な審理・議決を期待するのが困難な事情」と規定してい

---

<sup>3</sup> 「高位公務員団」制度(Senior Civil Services)とは、中央政府の主要政策の決定及び管理において核心的な役割を果たしている室長・局長級の公務員を一般公務員と区別して、上級職を政府の全体的な次元から適材適所に用いて活用するとともに、官僚制度における開放と競争を拡大することで、成果と能力に基づく人事制度を確立するために、2006年7月に導入された人事管理システムである(申龍徹「韓国の官僚制度」諏訪春雄編『アジアのなかの日本官僚—歴史と現在』(勉誠出版、2011年)195～199頁参照)。

るだけである（10条2項）。回避は、自発的に審理・議決を回避するものであるが、この場合には、回避しようとする委員は、委員長にその事由を疎明して、委員長の許可を得なければならない（10条6項）。

## （6）会議

1）中央行政審判委員会の会議は、委員長、常任委員、及び委員長が会議ごとに定める非常任委員の計9人で構成する（8条5項）。中央行政審判委員会は、審判請求事件のうち、「道路交通法」による自動車運転免許行政処分に関する事件（小委員会が中央行政審判委員会で審理・議決するように決定した事件を除く。）を審理・議決するために、4名の委員で構成する小委員会を置くことができる（8条6項）。

中央行政審判委員会及び小委員会は、構成員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成で議決する（8条7項）。

2）一般行政審判委員会の会議は、委員長、及び委員長が会議ごとに指定する8人の委員の計9人（そのうち委嘱委員は6人以上でなければならないが、委員長が公務員でない場合には委嘱委員は5人以上でよい）で構成する（7条5項）。ただし、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則または大統領令（市・道知事所属に置く行政審判委員会の場合には当該地方自治団体の条例）で定めるところにより、委員長、及び委員長が会議ごとに指定する6人の委員の計7人で構成することができ、この場合には、委嘱委員は5人以上とし、委員長が公務員でない場合には4人以上と規定している（7条5項但書）。

会議は、構成員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する（7条6項）。

## （7）権限

### 1）審理権

行政審判委員会は、審判請求事件に対する審理権を有する。審理権とは、裁決の基礎となる事実関係及び法律関係を明白にするために当事者及び関係人の主張と反駁を聞いて、それを支える証拠その他の資料などを収集・調査することのできる権限をいう。なお、関連審判請求の併合審理権及び併合された審判請求の分離審理権も有している（37条）。

### 2）審理権に付随する権限

行政審判委員会は、審判請求事件に対する審理権を効果的に行使するための付随的権限として、①証拠調査権（36条）、②代表者選定勧告権（15条2項）、③請求人の地位承継許可権（16条5項）、④代理人選任許可権（18条1項5号）、⑤被請求人更正決定権（17条2項）、⑥審判参加許可及び要求権（20条5項、21条1項）、⑦請求の変更許可権（29条6項）、⑧補正命令権（32条）、⑨関係行政機関に対する必要な書類の提出又は意見の陳述要求権（35条）を有している。

### 3）裁決権

行政審判委員会は、審判請求事件に対する法的判断である裁決をする権限を有している（6条1項）。

従前は、行政審判委員会が審理・議決して、行政審判委員会が所属する行政庁（裁決庁）

が裁決権を行使していた。しかし、このような行政庁（裁決庁）の裁決権は形式的な権限に過ぎなかったため、2008年の行政審判法の改正によって、請求の一元化ないし権利救済手続の迅速化のために、行政審判委員会が裁決権を有するように改めた。もっとも、一般行政審判委員会の場合には行政審判委員会が所属する行政庁は、自らが行政審判委員会の委員長になり、また、併せて行政審判委員会の委員を委嘱ないし指名することができるために、その限度で行政審判の裁決に対して少なからざる影響を及ぼし得るであろう。

#### 4) 執行停止及びその取消決定権

執行停止の決定権は、従前は裁決庁の権限であったが、2008年の行政審判法の改正によって、行政審判委員会の権限になった（執行停止については、後述の「行政審判の仮救済」の項で説明する。）。

#### 5) 臨時処分権

行政審判法は、義務履行審判を認めながらも、これに対応する積極的な仮処分制度を認めていないために、その実効性が制約されているという問題点がつとに指摘されてきた。そこで、義務履行審判の仮救済手段として、臨時処分権が2010年の行政審判法の改正によって新設された（臨時処分権については、後述の「行政審判の仮救済」の項で説明する。）。

#### 6) 是正措置要求権

中央行政審判委員会は、審判請求を審理・裁決するにおいて、処分又は不作為の根拠になる命令等（大統領令・総理令・部令・訓令・例規・告示・条例・規則等）が法令に根拠がないとか上位法令に違背する場合、あるいは国民に過度な負担を与えるなど著しく不合理であると認められる場合には、関係行政機関に対して当該命令等の改正・廃止等、適切な是正措置を要請することができる（59条1項）。この場合、要請を受けた関係行政機関は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない（同条2項）。

#### 7) 調査・指導等

中央行政審判委員会は、行政庁に対して一般行政審判委員会の運営実態、裁決の履行状況、行政審判の運営現況等を調査して、それに基づいて必要な指導をすることができる（60条1項）。

### (8) 義務

被請求人に対して審判請求書副本を送付する義務（26条1項）、他の当事者に対して答弁書副本を送達する義務（26条2項）、第三者が提起した審判請求を処分の相手方に通知する義務（24条2項）、当事者から提出された証拠書類の副本を他の当事者に送達する義務（34条3項）、証拠書類等を返還する義務（55条）、裁決書正本を送達する義務（48条）がある。

## 4. 行政審判の種類

行政審判の種類として、現行法は、取消審判（5条1号）、無効等確認審判（同条2号）、義務履行審判〔義務付け審判〕（同条3号）の三つを規定している。

取消審判は、請求期間の制限（27条）、執行不停止原則（30条）、事情裁決（44条）の

制度を採用しており、取消裁決には、処分取消裁決のほか、処分変更裁決、処分変更命令裁決がある。

無効等確認審判には、請求期間の制限もなく（27条7項）、事情裁決もない（44条3項）ことが、明文で定められている。

義務履行審判は、拒否処分に対する義務履行審判には請求期間の制限があるが、不作為に対する義務履行審判には請求期間の制限はなく（27条7項）、事情裁決も適用される（44条3項）。

## 5. 行政審判手続

### （1）行政審判の請求

行政審判は、請求人適格のある者が（13条）、処分または不作為を対象に（3条・2条、対象適格）、審判請求期間内に（27条、審判請求期間）、被請求人を相手に（17条、被請求人適格）、一定の事項を記載した書面で（28条）、被請求人又は行政審判委員会に提起しなければならない（23条）。

この要件を充足しない審判請求は、不適法な審判請求として却下裁決するのが原則であるが（43条1項）、その要件不備が補正できるときには、行政審判委員会は相当な期間を定めて、その補正を命じることができ、また、軽微な事項のときは職権で補正することができる（32条1項）。審判請求の補正がある場合には、始めから適法な審判請求が提起されたものとみなす（32条4項）。なお、請求人適格と被請求人適格については、前述した。

#### 1) 対象適格

「行政庁の処分又は不作為に対しては、他の法律に特別な規定がある場合を除いては、行政審判を請求することができる」（3条1項）と定めるとともに、「処分とは、行政庁が行う具体的事実に関する法執行としての公権力の行使又はその拒否その他これに準ずる行政作用をいう」（2条1号）、「不作為とは、行政庁が当事者の申請に対して相当な期間内に一定の処分をしなければならない法律上の義務があるにもかかわらず処分をしないことをいう」（2号）と定義している。この処分及び不作為の定義は、行政訴訟法上の定義（行訴法2条1項1号、2号<sup>4</sup>）と同じである。権力的事実行為が処分に含まれると明示した大法院の判例はないが、権力的事実行為と見ることのできる断水措置（1985.12.24）、刑務所の在所者の移送措置（1992.8.7）などについて、大法院は処分性を認めている。また、憲法裁判所は、「受刑者の所信を刑務所長が検閲する行為は、いわゆる権力的事実行為であって、行政審判や行政訴訟の対象になる行政処分と見ることができる」（1999.8.27）と明確に述べて

---

<sup>4</sup> 行政訴訟法2条1項は、「この法律で使用する用語の定義は、次のとおりである。①『処分等』とは、行政庁が行う具体的事実に関する法執行としての公権力の行使又はその拒否その他これに準ずる行政作用（以下『処分』という。）及び行政審判に対する裁決をいう。②『不作為』とは、行政庁が当事者の申請に対して相当な期間内に一定の処分をしなければならない法律上の義務があるにもかかわらず、これをしないことをいう。」と定義している。

いる。

いうまでもなく、取消審判及び無効等確認審判の対象は、行政庁の「処分」であり（5条1号及び2号参照）、義務履行審判の対象は、当事者の申請に対する行政庁の「拒否処分」又は「不作為」である（5条3号）。

行政審判法は、対象適格について、二つの除外事項を規定している。すなわち、①大統領の処分又は不作為に対しては、他の法律に特別の規定がある場合を除いては行政審判を提起できないこと（3条2項）、また、②審判請求に対する裁決があればその裁決及び同一の処分又は不作為に対しては再び行政審判を請求できないこと（51条）である。

## 2) 審判請求期間

行政審判は、処分があったことを知った日から90日以内に請求しなければならず（27条1項）、処分があった日から180日を経過すれば、これを提起することはできない（27条3項本文）。請求人が、天災地変、戦争、事変、その他の不可抗力により、90日以内に審判請求を提起することができなかつたときには、その事由が消滅した日から14日以内（国外から請求するときは30日以内）に提起することができる（27条2項）。1項と2項の期間は不変期間とする（27条4項）。正当な理由があれば、180日を過ぎても、提起することができる（27条3項但書）。これと関連して、行政審判法は、処分の第三者に対する通知義務を処分庁に課していないために、処分の第三者は、処分があったことを直ちに知ることができないとして、同法27条3項本文の適用を排除する「正当な事由」がある場合に該当すると見て、処分があった日から180日を経過した後でも行政審判を提起できるというのが判例の立場である。もっとも、第三者がいかなる経緯であれ処分があったことを知った以上は、その処分があったことを知った日から90日以内に行政審判を提起しなければならない。

行政審判法は、行政審判期間の不教示又は誤教示の場合に行政庁に危険負担を負わせているが、審判請求期間を教示しなかつた場合には処分があった日から180日以内に（27条6項）、実際の規定よりも長い期間を誤って教示した場合にはその教示した期間内に（同条5項）、審判請求することができる。

## 3) 審判請求の方式

行政審判を請求しようとする者は、一定の事項を記載した審判請求書を作成して、被請求人又は管轄行政審判委員会に提出しなければならない（23条1項）。従前は、処分庁経由主義を採っていたが、処分庁が請求人に審判請求の取下げを促したり、あるいは不当に受理しないという弊害があったので、1995年に廃止して、選択的処分庁経由主義を採用した。

被請求人である処分庁に提出された場合には、審判請求書を受理した被請求人は、その審判請求に理由があると認めるときは、審判請求の趣旨に従い職権で処分を取消し・変更・確認又は申請に従う処分（取消等）をすることができる。この場合には、書面で請求人に通知しなければならない（25条1項）。被請求人は、職権取消等をした場合には、請求人が審判請求を取り下げたときを除いて、審判請求書・答弁書を送るときに職権取消等の事実

を証明する書類を行政審判委員会に併せて提出しなければならない（25条2項）。

#### 4) 審判請求の変更

①請求人は請求の基礎に変更がない範囲内で請求の趣旨または理由を変更することができ（29条1項）、②行政審判が請求された後に被請求人が新たな処分をしましたは審判請求の対象である処分を変更した場合には、請求人は新たな処分または変更した処分に応じて請求の趣旨または理由を変更することができる（29条2項）。なお、③請求の変更は書面で申請しなければならない（29条3項）。

#### 5) 審判請求の効果

行政審判委員会に対する効果としては、行政審判の請求がなされれば、行政審判委員会は被請求人又は行政審判委員会が審判請求書を受理した日から60日以内に裁決してなければならない義務を負うが、やむを得ない事情があるときは、委員長が職権で30日の延長をすることができる（45条）。処分に対する効果としては、審判請求は、処分の効力、執行、その手続の続行には影響を与えないという、執行不停止の原則が採られている（30条1項）。

### (2) 行政審判の仮救済

#### 1) 執行停止

行政審判法は、執行不停止の原則を採りながらも、例外的に、行政審判委員会が、処分、その執行又は手続の続行のために重大な損害が生ずることを予防する必要があると認めるときには、職権又は当事者の申請により処分の効力、その執行又は手続の続行の全部又は一部の停止を決定することができる（30条2項）。

執行停止の要件は、日本と同じであり、積極的要件としては、①審判請求の継続、②処分の存在、③重大な損害が生ずることを予防、④緊急な必要が存在しなければならず、消極的要件としては、①公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと、②本案の請求に理由のないことが明らかではないことである。

また、2010年の改正行政審判法は、日本と同様、それまでの「回復の困難な損害」の語句を、「重大な損害」に変更して、執行停止の要件を緩和させている。

執行停止決定は、行政審判委員会が職権又は当事者の申請により審理を経て行う（30条2項）。ただし、委員会の審理・決定を待つときには重大な損害が発生するおそれがあると認められる場合には、委員会の委員長は職権で委員会の審理・決定にかわる決定をすることができる。この場合、委員長は、遅滞なく、委員会にその事実を報告してその追認を得なければならない、委員会の追認を得られないときは、委員長は執行停止に関する決定を取り消さなければならない（30条6項）。

#### 2) 臨時処分

行政審判法は、義務履行審判を認めながらも、これに対応する積極的な仮処分制度を認めていないために、その実効性が制約されているという問題点がつとに指摘されてきた。

そこで、2010年の改正行政審判法では、「委員会は、処分または不作為が違法・不当であると相当に疑われる場合で、処分または不作為のために当事者が被るおそれのある重大

な不利益または当事者に生じる急迫な危険を防ぐために臨時の地位を定めなければならない必要がある場合には、職権または当事者の申請により、臨時処分を決定することができる」(31条1項)と規定して、当事者に臨時の地位を付与することのできる臨時処分制度を導入した。ただし、臨時処分は、①公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある場合(30条3項、31条2項)、②執行停止で目的を達成できる場合には、許されない(31条3項)。

臨時処分決定の手続には、執行停止決定の手続に関する規定が準用される(31条2項、30条5項・6項・7項)が、執行停止の要件のうち、「重大な損害が生ずるおそれ」(30条6項前段)は、「重大な不利益又は急迫の危険が生ずるおそれ」とみなすと明記されている(31条2項)。

また、行政審判委員会は、臨時処分決定をした後に臨時処分が公共の福祉に重大な影響を及ぼしたり、その停止事由がなくなった場合には、職権又は当事者の申請によって、臨時処分決定を取り消すことができる(31条2項、30条4項)。

## **6. 行政審判の審理**

### **(1) 対審主義**

行政審判法は、行政審判手続に司法手続が準用されなければならないという憲法の趣旨に従い、審判請求人と被請求人が当事者であることを明示して、互いに対等な立場で攻撃と防御方法を提出させ、原則的にこのようにして提出された攻撃・防御方法を審理の基礎として、行政審判委員会が中立的地位で審理する対審主義を採っている。

### **(2) 処分権主義**

行政審判法によれば、行政審判は請求人の審判請求によって開始され、請求人が審判対象と範囲を決定し(不告不理の原則)、請求人が審判請求を取り下げることで審判手続を終了させることができる。ただし、審判請求の提起期間の制限、請求認諾の否認等、公益的見地からいくつかの制限が加えられている。

### **(3) 口頭審理主義と書面審理主義**

行政審判法は、「行政審判の審理は、口頭審理または書面審理で行う」(40条1項本文)として、書面審理主義と口頭審理主義を併せ採択しているが、「当事者が口頭審理を申請したときには、書面審理のみで決定することができる」と認める場合を除いては、口頭審理をしなければならない(40条1項但書)として、当事者の口頭審理申請権を保障している。

### **(4) 職権審理主義**

行政審判法は実体的真実を明らかにし、審理の簡易・迅速を図るために、職権審理主義を認めている。すなわち、委員会が必要であると認めるときには、当事者が主張しない事実についても審理することができ(39条)、事件の審理のためには職権で証拠調査を行うことができる(36条1項)。

もともと、行政審判委員会の職権審理も、不告不理の原則に従い、審判請求の対象になる処分又は不作為以外の事項には及び得ないことは勿論であり、また、行政審判法は職権

審理主義の恣意性を抑制して、行政審判手続において当事者主義を加味するために、後述のように、当事者の手続的権利として証拠書類等の提出（34条1項）及び証拠調査の申請権（36条1項）を認めている。

#### （5）非公開主義

行政審判法には、明文の規定はないが、職権審理主義、書面審理主義を採っている同法の全体的な構造から、審理と裁決の過程を公開しないという非公開主義を原則とするものと解されている。

#### （6）当事者の手続的権利

当事者は、手続的権利として、委員・職員に対する忌避申請権（10条）、他の当事者の主張を再び反駁するための補充書面提出権（33条）、行政審判委員会に口頭での審理を申請する口頭審理申請権（40条1項但書）、当事者の主張を支える証拠書類又は証拠物を提出する物的証拠提出権（34条）、行政審判委員会に当事者等の尋問、当事者等が所持する文書等の提出要求、鑑定・検証の要求などの証拠調査申請権（36条）を有している。

#### （7）審理の併合と分離

審判請求事件に対する審理の迅速性と経済性を図るために、行政審判委員会が必要であると認めるときには、関連する審判請求の審理を併合し、又は既に併合された審判請求を分離して審理することができる（37条）。

## 7. 行政審判の裁決

### （1）裁決の期間

行政審判法は、裁決の期間について、被請求人又は委員会が審判請求書を受理した日から60日以内にしなければならないが、やむを得ない事情があるときは、委員長が職権で30日延長することができる（45条1項）、この場合には、委員長が裁決期間が終わる7日前までに当事者に通知しなければならない（同条2項）と定めている。

### （2）裁決の種類

却下裁決（43条1項）、棄却裁決（同条2項）、認容裁決のほかに、いわゆる事情裁決を認めているが（44条1項）、この場合には、行政審判委員会は、請求人に対して相当な救済方法をとるか、相当な救済方法をとるべきことを被請求人に命じることができる（同条2項）。ただし、事情裁決は、無効等確認審判では認められないことを明文で規定している（同条3項）。

また、認容裁決には、行政審判の種類に対応して、取消・変更裁決及び変更命令裁決、無効等確認裁決及び義務履行裁決がある。

#### 1）取消・変更裁決及び変更命令裁決

行政審判委員会は、その審判請求を認容する裁決でもって審判請求の対象になった処分を直接に取消・変更（取消裁決、変更裁決）したり、処分庁に変更を命ずること（変更命令裁決）ができる（43条3項）。

取消裁決の「取消し」に、処分の全部取消しと一部取消しが含まれることには異論はないが、変更裁決及び変更命令裁決における「変更」の意味については、行政審判法が、「取消し」と「変更」を別に規定していること、義務履行裁決を認めていることを根拠に、「積極的変更」、すなわち、原処分にかわる他の処分への変更（不利益変更禁止の規定（47条2項）があるので、請求人に有利な変更のみ）を意味すると解されている。これに反して、行政訴訟法が定める取消訴訟でいう「変更」は、消極的な一部取消しのみを意味すると解するのが通説・判例である。

なお、従前は、委員会が処分庁に取消しを命ずる取消命令裁決も定められていたが、取消命令裁決は、ほとんど活用されなかつただけでなく、処分庁が裁決を履行しなければ却って当事者の権利救済を弱体化する結果をもたらすことになるとの理由から、2010年の改正行政審判法ではこれを削除した。

## 2) 無効等確認裁決

無効等確認裁決とは、行政審判委員会が無効等確認審判の請求に理由があると認めるときに、処分の効力の有無又は存否を確認する裁決をいう（43条4項）。

## 3) 義務履行裁決

行政審判法43条5項によれば、委員会は義務履行審判の請求に理由があると認めるとき、申請に従う処分をするか（処分裁決）、処分をすべきことを被請求人に命じる（処分命令裁決）。処分裁決は行政庁の履行を要求しないので、形成裁決であり、処分命令裁決は行政庁の履行を要求するので、履行裁決の性格を有する。

処分裁決と処分命令裁決のうちいずれを選択するかは、行政審判委員会の裁量に属するが、処分庁の処分権を尊重して、原則的には処分命令裁決をして、万一、処分庁がこれに従わない場合に委員会が直接処分をすべきであると解されている（50条参照）。

### （3）裁決の拘束力

行政審判法は、「審判請求を認容する裁決は、被請求人及びその他の関係行政庁を拘束する」（49条1項）として、裁決の拘束力を規定している。裁決の拘束力の内容としては、裁決の趣旨に反する処分を再びしてはならないという消極的効力と、処分義務などの積極的効力があるとされる。

行政審判法は、「当事者の申請を拒否し、又は不作為で放置した処分の履行を命じる裁決があったときは、行政庁は、遅滞なく、以前の申請に対して裁決の趣旨に従い処分をしなければならない」（同条2項）として、行政庁の積極的な処分義務を定めるとともに、行政審判委員会の処分命令裁決にもかかわらず処分庁が処分をしないときのために、行政審判委員会に直接処分の権限を与える規定を置いている。すなわち、「委員会は、被請求人が第49条第2項にもかかわらず、処分をしない場合には、当事者の申請に応じて、期間を定めて書面で是正を命じ、その期間に履行しないときは、直接処分をすることができる。ただし、その処分の性質又はその他の不可避な事由によって委員会が直接処分をすることができない場合には、この限りでない」（50条1項）と規定している。

#### **(4) 裁決に対する不服**

##### **1) 再審判請求の禁止**

行政審判法は、「審判請求に対する裁決があったときは、その裁決及び同一の処分又は不作為に対して、再び行政審判を請求することができない」（51条）と定め、行政審判の段階を単一化した。

##### **2) 裁決に対する行政訴訟**

行政審判の請求人は、裁決に不服の場合には、抗告訴訟を提起できることは当然である。しかし、行政審判の被請求人である処分庁が認容裁決に対して抗告訴訟を提起できるか否かに関しては争いがある。判例は、行政審判の裁決は被請求人である行政庁を拘束すると規定している行政審判法49条1項を根拠に、処分庁は行政審判の裁決に対して不服を申し立てることができないという立場を採っている（1998.5.8）。これに対して、行政審判の裁決が処分庁又は監督庁に属する行政審判委員会によって行われる場合には認容裁決に対する処分庁の抗告訴訟の提起可能性は否定されるが、自治事務に属する処分に対する行政審判の認容裁決に対しては地方自治団体長が地方自治団体を代表して抗告訴訟を提起できるという制限的肯定説の立場を採る説もある。

### **8. 教示制度**

#### **(1) 教示の種類**

行政審判法は、行政庁が相手方に対して自ら行う職権による教示（58条1項）と利害関係人の要求がある場合に行われる申請による教示（同条2項）の二つを規定している。

#### **(2) 教示の対象**

従来は、書面による処分だけが教示の対象になっていたが、現行法ではこのような制限を置いていないので、口頭による処分についても教示の対象と解されている。また、教示の対象になる処分は、行政審判法上の審判請求の対象になる処分に限らず、他の法令による行政審判の対象になる処分を含むというのが通説である。

#### **(3) 教示の内容**

教示の内容は、行政審判を請求できるか否か、審判請求手続、所管行政審判委員会及び請求期間である。

#### **(4) 教示の相手方**

職権による教示の相手方は当該処分の相手方であるが（58条1項）、申請による教示の請求権者は、当該処分に対する利害関係人である（同条2項）。

#### **(5) 教示の方法・時期**

申請による教示の場合には、書面による教示を要求されたときは必ず書面による方法で教示しなければならないこと、また、行政庁はその教示について「遅滞なく」行わなければならないことが明記されている（同条2項）。これに対して、職権による教示については明文の規定が全くないので、教示の方法については口頭による教示も可能と解され、その

時期については、原則として処分時に行うべきであるが、処分時に行うことができないときには、処分後に遅滞なく教示して追完しなければならないと解されている。

#### **(6) 不教示・誤教示の効果**

行政庁が自らの教示義務を履行しないとか、誤った教示をする場合に、当該処分の効力に影響を及ぼすのではなく、行政審判法はこれに対して一定の手続法上の制裁を規定している。

##### **1) 審判請求書の送付**

行政庁が審判請求の手続を教示しなかったり、誤って教示したために、請求人が審判請求書を本来の行政機関とは異なる行政機関に提出したときには、受けとった当該行政機関は、その審判請求書を、遅滞なく、正当な権限を有する行政庁（被請求人）に送付して、その事実を請求人に通知しなければならない（23条2項・3項）。この場合、行政審判期間の計算においては、審判権限のない行政機関に審判請求書が提出されたときに、審判請求が提起されたものとみなす（同条4項）。

##### **2) 請求期間**

請求期間を教示しなかったときには、当該処分があった日から180日以内に（27条6項）、請求期間を誤って長く教示したときは、教示された期間内に、審判請求があれば、法定の期間内に請求されたものとみなしている（27条5項）。

## **II. 行政審判委員会の現状—韓国の行政不服審査機関の現状**

韓国においては、行政不服申立て事件は、合議制の行政機関である行政審判委員会で審理・裁決されている。

### **1. 2008年改正以前の行政審判委員会**

行政審判法制定当時の行政審判委員会は、内部的な意思決定機関として、審判請求事件に対する議決のみを担当するに過ぎず、裁決庁が行政審判委員会の議決に基づいて裁決をするという仕組みをとっていた。しかし、2008年の行政審判法の改正によって、行政審判委員会の性格が大きく変更されることになった。すなわち、第一点は、国務総理の所属下にあった国務総理行政審判委員会が、国務総理所属下に新しく設置された国民権益委員会の所属下に置かれたことであり、第二点は、行政審判委員会が裁決庁となったことである。その当時、その改正理由としては、次のように主張されていた。

#### **(1) 国務総理行政審判委員会を国民権益委員会に設置**

2008年に出帆した李明博政権は、①国民の権利利益の救済及び保護のための機能が、国民苦衷処理委員会・行政審判委員会及び国家清廉委員会など、幾つかの機関に分かれていたために、国民に混乱と不便を招いた面が少なくないこと、②政権の掲げる「小さな政府」にも合致しないことを理由に、国務総理の所属下に国民権益委員会を新たに設置して、ここに、これまで別個に存在していた国民苦衷処理委員会、国務総理行政審判委員会、国家

清廉委員会を統合することにした<sup>5</sup>。

これに合わせて行政審判法も改正され、従来は法制局長〔内閣法制局長官に類似〕が国務総理行政審判委員会の委員長となり、委員会の運営を担当してきたが、これを改めて、国務総理行政審判委員会を国民権益委員会に置くとともに、国民権益委員会の副委員長(3名)のうちの1人が国務総理行政審判委員会の委員長となるように定めた。その後、2010年に行政審判法が全面改正されたときに、この国務総理行政審判委員会の名称を、現行の「中央行政審判委員会」という名称に変更したのである<sup>6</sup>。

## (2) 裁決庁の廃止—行政審判機関を行政審判委員会に一元化

従来は、行政審判の客観性と公正性を担保するために、審理・議決機能と裁決機能を分

---

<sup>5</sup> 根拠法としては、2008年2月29日に「腐敗防止及び国民権益委員会の設置と運営に関する法律」及び同法施行令を制定公布した(「腐敗防止法」及び「国民苦衷処理委員会の設置及び運営に関する法律」を廃止)。国民権益委員会は、委員長を含めた15人の委員(副委員長3人、常任委員3人、非常任委員8人)で構成されている、国務総理所属の合議制の行政機関である。主要機能としては、①国民の権利保護・権益救済及び腐敗防止政策の樹立及び施行、②苦衷民願の調査・処理、苦衷民願関連の是正勧告又は意見表明、③苦衷民願処理過程での不合理な法令・行政制度の発掘・改善、④苦衷民願結果及び行政制度の改善に関する実態調査・評価、⑤腐敗防止及び権益救済と関連した資料の収集・管理及び分析、⑥「オンライン国民参加ポータル」、「政府民願案内コールセンター」の運営、⑦市民苦衷処理委員会の支援、企業苦衷民願の調査・処理、⑧腐敗防止施策及び制度改善勧告、腐敗誘発要因の検討、⑨公共機関の腐敗防止施策の推進状況の実態調査及び評価、⑩反腐敗教育・広報、民間及び国際協力、⑪腐敗申告の受付・処理、申告者の保護・保障、行動綱領の施行・運営、⑫行政審判法に基づく中央行政審判委員会の運営などである(同法12条、参照)。

<sup>6</sup> 国務総理行政審判委員会のそれまでの沿革は、1964年9月10日に国務総理訴訟審議会を設置、1984年12月15日に行政審判法の制定、1985年10月1日に行政審判法の施行に合わせて国務総理行政審判委員会を設置、1996年4月1日に行政審判法の改正に伴い国務総理行政審判委員会の拡大(各中央行政機関所属の行政審判委員会を吸収)、2010年の改正行政審判法で現在の中央行政審判委員会と改称されたのである。ちなみに、国民苦衷処理委員会の沿革は、1971年12月8日に政府民願室を設置、1980年に政府合同民願室に拡大、1994年4月8日に国民苦衷処理委員会が発足、2005年10月30日に「国民苦衷処理委員会の設置及び運営に関する法律」が施行(長官級の常任委員長に格上げ)された。また、国家清廉委員会の沿革は、2001年7月24日に腐敗防止法が制定、2001年1月25日に腐敗防止委員会が発足、2005年7月21日に国家清廉委員会に名称が変更された。そして国民苦衷処理委員会と国家清廉委員会は、国家権益委員会に統合され、それぞれ、国家権益委員会の苦衷処理局と腐敗防止局へとその性格を変えることになったのである

(국민권익위원회(운영지원과)『국민권익위원회 주요업무 안내서』(2008年)3頁)。現在、国家権益委員会の機構は、1室(企画調整室)、3局(苦衷処理局、腐敗防止局、行政審判局)、1代弁人、5官、38課、2センターであり、定員は476名である。2011年度の予算は、613億2千5百万ウォンで、人件費294億9千3百万ウォン(48.1%)、基本経費124億3千8百万ウォン(20.3%)、主要事業費193億9千4百万ウォン(31.6%)である(『2011 국민권익백서』(국민권익위원회、2012年)12~14頁、参照)。

離させ、前者の機能を裁決庁(通常は処分庁の直近上級行政庁)に所属する行政審判委員会に付与し、後者の機能を裁決庁に付与するという、二元的構造を採用していた。しかし、裁決庁に再議要求権を与えない限りは、裁決庁の裁決は行政審判委員会の議決に従うだけのまったくの形式的なものに過ぎない。そこで、手続の迅速化を進めるために、審理・議決・裁決の機能を行政審判委員会に統合したのである。

## 2. 現在の行政審判委員会の性格

韓国の現在の行政審判委員会は、次のような性格を有する機関ということができる。すなわち、第一に、審判請求事件に対して、各種の証拠調査と関連法令の検討を通じて紛争当事者の主張を第三者的な立場で判断して決定する審理・裁決機関である。第二に、委員長を含んだ在籍委員の過半数の出席で開会し、出席委員の過半数の賛成で採決する合議制機関である。第三に、委員構成においては、その客観性と中立性を維持するために、会議に参加する委員のうち過半数以上は公務員でない非常任の民間委員とし、また、審判請求事件の審理・裁決においても、利害関係人の参加制度、委員の除斥・忌避・回避制度、代理人選任制度、各種証拠調査制度などの訴訟法的手続を適用する準司法的行政機関である。そして、第三に、行政審判委員会は、請求人から審判請求事件が請求された場合に、その事件を審理・裁決するために必要なときに委員を招集して会議を開催する非常設機関である。もっとも、中央行政審判委員会の場合は、迅速な事件処理のために、3人の常任委員を置いて、年間100回余りの会議を開催しているのであるから、事実上、常設機関化していると言える。

## 3. 行政審判委員会の種類

行政審判委員会は、国民権益委員会に設置された中央行政審判委員会、16個の広域自治団体に設置された市・道行政審判委員会、その他の行政審判委員会に区分できる。

### (1) 中央行政審判委員会の概観

#### 1) 事件の管轄

中央行政審判委員会は、次の①~③の機関の処分又は不作為に対する審判請求を審理・裁決するために、国民権益委員会に設置されている。すなわち、①国家行政機関の長、又はその所属行政庁(当該行政庁に行政審判委員会を設置することが定められている機関を除く)、②特別市長、広域市長、道知事、特別自治道知事、③地方自治法に基づく地方自治団体の組合等、関係法律によって国家・地方自治団体・公共法人等が共同で設立した行政庁である。

#### 2) 委員の構成

中央行政審判委員会は、委員長1人を含む50人以内の委員で構成し、委員のうち常任委員は4人以内(職制上の定員は3人)である(8条1項)。

中央行政審判委員会の委員長は、国民権益委員会の副委員長のうちの1人がなり、必要

な場合には常任委員をしてその職務を代行させることができる（8条2項）。常任委員は、特別職の国家公務員であるが、3級以上（3・4級が課長級に相当する。）の公務員として3年以上勤務した者その他行政審判に関する識見が豊富な者の中から委員長の推薦で国務総理を経て、大統領が任命し、その任期は3年で、一回に限り再任することができる（8条3項、9条2項）。

常任委員を除いた非常任委員は、①弁護士の資格を取得した後5年以上の実務経験がある者、②高等教育法の規定する大学等で助教授以上の職にあるか又はあった者、③行政機関の4級以上の公務員であった者又は高位公務員団に属する公務員であった者、④博士の学位を取得したのち当該分野で5年以上勤務した経験のある者、⑤その他行政審判に関する知識と経験が豊富な者の中から、委員長の推薦で国務総理が委嘱する（8条4項）。その任期は2年で、3期まで任命することができる（9条3項）。

現在の中央行政審判委員会の委員の総数は、50人であり、その内訳は、委員長1人、常任委員3人、弁護士24人、法学教授15人、行政学教授2人、医師・医学教授5人である<sup>7</sup>。

現在の中央行政審判委員会委員の主要な経歴は、次のとおりである<sup>8</sup>。

・中央行政審判委員会委員の主要な経歴

委員長	・ドイツ・コンスタンツ大学法学博士 ・慶熙大学法学部教授	委員	・ソウル中央地方法院部長判事 ・清州地方法院部長判事 ・弁護士
常任委員	・法制処法制官、審判審議官、行政法制局長、経済法制局長 ・権益委員会行政審判部長	委員	・司法研修院教授 ・ソウル行政法院部長判事 ・弁護士
常任委員	・法制処行政法制局長、社会文化法制局長、法令解釈情報局長	委員	・ソウル地方・ソウル高等法院判事 ・大法院裁判研究員 ・弁護士
常任委員	・国家清廉委員会保護保障団長 ・権益委員会苦衷処理局長、企画調整室長	委員	・韓国地方自治法学会常任理事、韓国比較公法学会国際理事 ・法科大学院教授
委員	・ソウル高等法院判事 ・中央土地収用委員会非常任委員 ・弁護士	委員	・法制処法令解釈審議委員会委員、韓国地方自治法学会副会長 ・法学部教授
委員	・大法院裁判研究官 ・韓国医療法学会理事 ・弁護士	委員	・韓国憲法学会副会長、韓独社会科学会総務理事 ・法学部教授

<sup>7</sup> 2012年2月27日に行政審判総括課から提供された資料。

<sup>8</sup> 『2011 국민권익백서』(국민권익위원회, 2012年) 476~478頁の表を一部修正した。

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国防部監察団長</li> <li>・ ソウル地方弁護士会理事</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国会事務処行政審判委員会委員、国家人権委員会調停委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル行政法院判事</li> <li>・ 法制処法令解釈審議委員会委員</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国公法学会常任理事、韓国欧州法学会理事</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大韓弁護士協会無料法律相談弁護士</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国公法学会会長、大邱広域市行政審判委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル地方・ソウル高等法院判事</li> <li>・ 大法院裁判研究官、司法研修院教授</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国環境法学会理事、韓国土地公法学会会員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸軍法務監</li> <li>・ 国防部高等軍事法院長</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光州地方法院訴訟扶助弁護士指定委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水原地方法院判事</li> <li>・ ソウル行政法院部長判事</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル地方法院判事、大法院行政訴訟法改正委員会委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル市外国人投資誘致協議会委員</li> <li>・ 大田関税庁関税審査委員</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル地方・ソウル高等法院判事、憲法裁判所憲法研究官</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル高等法院判事</li> <li>・ 大法院裁判研究官</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制処法制官・行政審判局長、韓国土地公法学会副会長</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弁護士</li> <li>・ ドイツ・ミュンヘン大学訪問研究員</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国公法学会総務理事、韓国憲法学会常任理事</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル高等法院判事</li> <li>・ 大法院裁判研究官</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル特別市行政審判委員、法制処法令解釈審議委員会委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル地方・行政法院判事</li> <li>・ 大法院裁判研究官</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル市議会立法顧問、電子取引紛争調停委員会委員</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソウル地方労働委員会公益委員</li> <li>・ 法制処法令解釈審議委員会委員</li> <li>・ 弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 韓国労働法学会副会長、韓国社会福祉法制学会副会長</li> <li>・ 法科大学院教授</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソウル地検南部支庁部長検事</li> <li>・水原地検ソンナム支庁長</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国ガバナンス学会研究理事、韓国行政学会理事</li> <li>・行政学科教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大法院裁判研究官</li> <li>・ソウル中央地方法院部長判事</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光州広域市行政審判委員会委員、国会立法支援委員会委員</li> <li>・警察行政学科教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京畿道行政審判委員</li> <li>・水原地方法院家事調停委員</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力病院整形外科長</li> <li>・医学部教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仁川地方法院判事</li> <li>・ソウル行政法院判事</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カトリック大学医学部教授</li> <li>・大韓影像医学協議会会長</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性特別委員会委員</li> <li>・ソウル市行政審判委員</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソウル大学病院神経外科専任医</li> <li>・医学部教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水原地方法院判事</li> <li>・ソウル地方法院判事</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防部科学捜査研究所諮問委員</li> <li>・医学部教授</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水原地方法院判事</li> <li>・公認会計士</li> <li>・弁護士</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学部耳鼻咽喉科教授</li> </ul>

### 3) 会議運営

中央行政審判委員会の会議は、委員長及び常任委員 2 人、そして委員長が毎会議ごとに指定する非常任委員 6 人の、計 9 人で構成する。委員会は構成員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成で議決する。ただし、例外として、中央行政審判委員会は、道路交通法に基づく自動車運転免許行政処分に関する事件を審理・議決するために 4 人の委員で構成される小委員会と、委員長が指定する審判請求事件をあらかじめ検討するために 5 人の委員で構成される専門委員会を運営している。

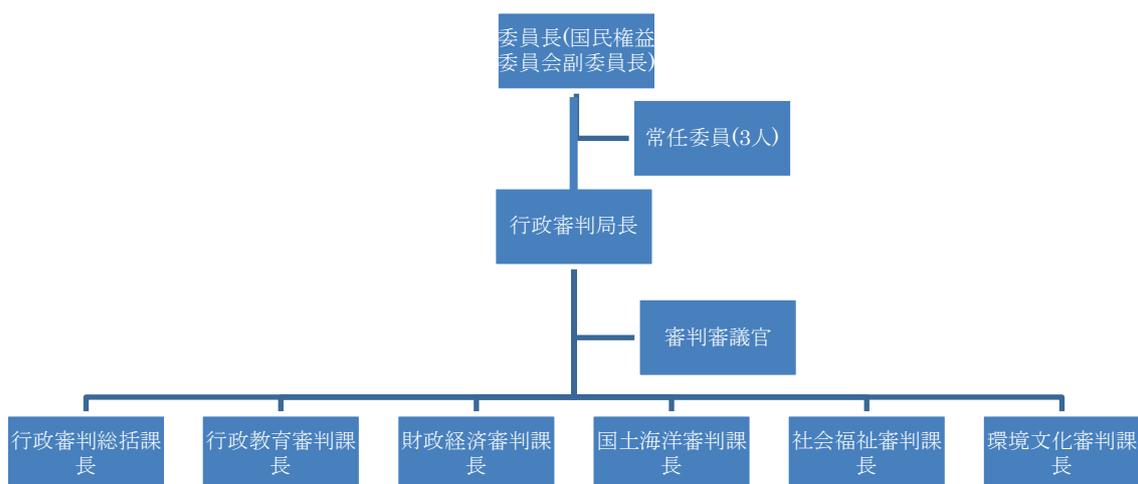
### 4) 中央行政審判委員会の組織と予算

#### (i) 中央行政審判委員会の事務機構と定員

2012 年 2 月末現在の中央行政審判委員会の事務機構は、下記の図のとおりである<sup>9</sup>。

#### 中央行政審判委員会事務機構

<sup>9</sup> 2012 年 2 月 27 日に行政審判総括課から提供された資料。



(ii) 中央行政審判委員会の職員の定員は、下記のとおりである<sup>10</sup>。

・中央行政審判委員会の定員

区分	計	特別職	職級別									
			高公団	3, 4級	4級	4, 5級	5級	6級	7級	8級	技能職	
総計	定員	62	3	2	1	5	6	29	9		2	5
事務処	定員	3	3									
行政審判総括課	定員	15		2	1		1	4	4		1	2
行政教育審判課	定員	9				1	1	5	1			1
財政経済審判課	定員	9				1	1	5	1			1
国土海洋審判課	定員	8				1	1	5	1			
社会福祉審判課	定員	9				1	1	5	1			1
環境文化審判課	定員	8				1	1	5	1			

(iii) 中央行政審判委員会の予算現況

2012年度の中央行政審判委員会の運営のための予算は、総額9億2千8百万ウォンであ

<sup>10</sup> 2012年2月27日に行政審判総括課から提供された資料。当日の総括課の説明によれば、「高公団」とは「高位公務員団」のことであり、局長、審議官、室長等が含まれ、3級・4級が課長級とのことである。韓国の公務員制度の概略については、申龍徹『韓国行政・自治入門』（公人社、2006年）の「第6章公務員制度の歴史的形成」（119頁以下）を参照。

り、その具体的な内訳は下の表のとおりである<sup>11</sup>。

・中央行政審判委員会の予算（単位：千ウォン）

人件費	201,829	委員会開催等	45,600
委員会運営等	595,462	その他	36,809
証拠調査旅費等	48,300	合計	928,000

**（２）市・道行政審判委員会**

１）事件管轄

市・道（広域自治体）所属の行政庁、市・道の管轄区域にある市・郡・自治区（基礎自治体）の長、所属行政庁又は市・郡・自治区の議会及び市・道の管轄区域にある二つ以上の地方自治団体・公共法人等が共同で設立した行政庁の処分又は不作為に対する審判請求を審理・裁決するために、特別市長・広域市長・道知事・済州特別自治道知事の所属下に各々行政審判委員会が設置されている。その性格は、中央行政審判委員会と同じく、合議制行政庁である。

２）委員の構成

従来の市・道行政審判委員会は、委員長 1 人を含めた 15 人以内の委員で構成されていたが、2010 年の改正で、委員長 1 人を含めた 30 人以内の委員で構成されるようになった。

行政審判委員会の委員長は、広域自治体の長がなり、委員長が不在又はやむを得ない事由で職務を遂行できないとき、あるいは委員長が必要であると認めるときには、委員長が事前に指名した委員、委員長が指名した公務員である委員の順で、委員長の職務を代行する。また、条例で定めるところにより、公務員でない委員を委員長に定めることもできる。

委員は、先に述べた中央行政審判委員会の委員の要件の①～⑤までのいずれかの要件を有した者のうちから、行政審判委員会が所属する行政庁（したがって、通常は委員長となる。）が、委嘱するか又は所属公務員の中から指名する。指名委員の任期は在職する間であるが、委嘱委員の任期は 2 年で、3 期までである。

市・道行政審判委員会の委員の構成は下の表のとおりである<sup>12</sup>。

・市・道行政審判委員会別の委員数及び構成現況

区分		弁護士	大学教授	現職公務員	前職公務員	合計
ソウル市	09 年	9	2	4	—	15 人
	10 年	16	5	4	—	25 人
釜山市	09 年	7	4	4	—	15 人
	10 年	12	8	4	—	24 人
大邱市	09 年	4	6	4	1	15 人

<sup>11</sup> 2012 年 2 月 27 日に行政審判総括課から提供された資料。

<sup>12</sup> 2012 年 2 月 27 日に行政審判総括課から提供された資料。

	10年	6	9	4	1	20人
仁川市	09年	5	2	5	2	14人
	10年	19	3	6	2	30人
光州市	09年	5	3	6	1	15人
	10年	9	6	8	3	26人
大田市	09年	8	2	5	—	15人
	10年	12	8	10	—	30人
蔚山市	09年	3	4	6	2	15人
	10年	11	9	6	2	28人
京畿道	09年	7	3	4	1	15人
	10年	16	5	4	3	28人
江原道	09年	3	3	5	2	13人
	10年	7	9	7	—	23人
忠北道	09年	4	3	6	2	15人
	10年	6	5	7	2	20人
忠南道	09年	5	4	3	2	14人
	10年	9	7	7	2	25人
全北道	09年	7	2	2	2	13人
	10年	9	7	4	4	24人
全南道	09年	6	4	3	2	15人
	10年	9	7	3	4	23人
慶北道	09年	7	2	4	2	15人
	10年	10	2	4	4	20人
慶南道	09年	5	4	3	2	14人
	10年	8	5	3	4	20人
済州道	09年	5	5	2	3	15人
	10年	7	5	4	4	20人

### 3) 会議の運営

行政審判委員会の会議は、委員長と委員が会議ごとに指定する8人の委員の計9人で構成するが、当該地方自治体が条例で定める場合には、委員長と委員が会議ごとに指定する6人の委員の計7人で構成することもできる。

9人で会議を構成するときは5人以上の、7人で構成するときは4人以上の非常任の民間委員が参加しなければならない。

### 4) 事務機構

市・道行政審判委員会の場合には、中央行政審判委員会とは異なり、行政審判事務を専門に担当する独立の部署はなく、大部分は、各市・道の企画管理室や企画調整室所属の法務担当部署の中の一つの審判チーム（審判係）が、請願の審査、行政訴訟業務と一緒に委員会の事務業務を担当している。

### （３）その他の行政審判委員会

監査院、国家情報院長、法務部及び大検察庁所属の特別地方行政機関（直近上級行政機関又は所管監督行政機関が中央行政機関の場合を除く）、国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務処長及び中央選挙管理委員会事務総長、国家人権委員会、「真実・和解のための過去史整理委員会」、その他、その地位・性格の独立性や特殊性が認められて、大統領令で定める行政庁は、各々行政審判委員会を設置・運営することになっている。

## Ⅲ. 中央行政審判委員会の運用実態

### 1. 中央行政審判委員会の運用現況

#### （１）類型別の受案件数と処理結果

中央行政審判委員会に請求される審判事件は、国家行政機関の長又はその所属行政庁、広域自治団体である特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事・教育監・議会など多様な行政機関の違法・不当な処分や不作為に対して請求される。

2011年に受理した行政審判事件は28,058件であり、前年度からの繰り越し件数を含め、28,923件を処理した。処理結果別では、認容（一部認容を含む）4,840件、棄却23,084件、却下999件であり、認容裁決の比率は16.7%である。事件類型別では、一般事件が3,164件、褒勲事件が1,913件、運転免許事件が22,981件である。

最近の4年間の行政審判の受理・処理現況は、下記の表<sup>13</sup>のとおりである（1998年から2010年までの受理・処理現況については、この節の最後に掲載した。）。

#### ・最近4年間の行政審判の受理・処理現況

年度	受案件数	審理・議決件数				認容率	取下げ・移送件数
		計	認容	棄却	却下		
2008	24,190	23,142	3,462	18,840	840	15.0%	1,211
2009	29,572	27,461	4,162	22,358	941	15.2%	1,157
2010	31,019	30,472	4,990	24,320	1,162	16.4%	1,001
2011	28,058	28,923	4,840	23,084	999	16.7%	1,063

中央行政審判委員会に請求される事件は、大きく三つの類型に区分される。すなわち、①道路交通法に基づく地方警察庁長<sup>14</sup>及び警察署長の運転免許行政処分と関連した運転免

<sup>13</sup> 『2011 国民権익백서』（국민권익위원회, 2012年）413頁。

<sup>14</sup> 広域自治体の区域ごとに設置されている地方警察庁の長官であり、所轄の警察署を管轄する。

許事件、②「国家有功者等の礼遇及び支援に関する法律」等の褒勲関連法令に基づく地方褒勲庁及び支庁の処分に対する褒勲事件、③運転免許事件と褒勲事件を除いたその他の中央行政機関の長、広域自治団体の長が行う全ての処分に対する審判請求事件である一般事件である。

2011年度の類型別の事件数は、下記の表のとおりである<sup>15</sup>。

・事件類型別受理現況

区分	一般事件		褒勲事件		運転免許事件	
	受理	比率	受理	比率	受理	比率
2011年度	3,164件	11.3%	1,913件	6.8%	22,981件	81.9%

受理件数のうち最も比率が高いのは、運転免許事件であるが、これは運転免許所持者が2,600万人を超え、毎年、運転免許行政処分が数十万件（2010年、302,707件）に達することを考慮すると、今後もこの傾向は継続するものと思われる。

1) 運転免許事件の受理・処理件数

運転免許事件は、道路交通法違反による運転免許の停止・取消処分に対する審判請求事件であり、年間30万件ほどの行政処分が反復的・大量的になされている。事件そのものは、法理的な争点は少なく、事実関係も単純であるが、ただ、職業との関連性が多く、その限りで生計維持手段をめぐる、いわゆる民生事件の性格を帯びることが特徴である。

運転免許事件の迅速な処理のために、2010年の改正法では、運転免許事件だけを専門的に審理・議決する小委員会を設置して運営するようにしている。

運転免許事件の受理・処理現況は、下の表のとおりである。

・運転免許事件受理・処理状況<sup>16</sup> (単位：件)

区分 年度	受理	審理・議決			
		小計	認容	棄却	却下
2009	24,054	22,708	3,800	18,549	359
2010	24,999	24,552	4,281	19,946	325
2011	22,981	23,912	4,292	19,308	312

2) 一般事件の受理・処理現況

次に比率が高いものは、運転免許事件と褒勲事件を除いた一般事件である。これらは、産業災害保険、各種国家資格・免許、許認可、営業の停止・取消し、国家試験、情報公開などに関連した処分に対する行政審判事件である。

過去5年間の受理・処理現況は、次の表のとおりである<sup>17</sup>。

・一般事件の受理・処理現況 (単位：件)

区分	受理	審理・議決
----	----	-------

<sup>15</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 416頁。

<sup>16</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 420頁。

<sup>17</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 417頁。

年度		小計	認容	棄却	却下
2007	1,913	1,266	157	803	306
2008	2,331	2,489	295	1,638	556
2009	2,852	2,062	260	1,288	514
2010	3,366	3,425	623	2,040	762
2011	3,164	2,975	469	1,889	617

一般事件は、褒勲事件や運転免許事件よりも、通常、その難易度が高く、関連記録も膨大であるために、事件の検討には多くの時間と人員が必要とされる傾向がある。また、一般事件は処分庁が中央行政機関とその所属機関、地方自治体とその所属機関など、様々な機関であり、その内容も多様であるために、認容率も10%～16%の間で振幅が見られる。

### 3) 褒勲事件の受理・処理現況

最も受理件数の少ないものが褒勲事件である。褒勲事件は、国家有功者、独立有功者、参戦有功者及び枯葉剤後遺症等の褒勲関連法令に基づく有功者やその遺族の申請に関連した審判事件で、国家褒勲処、地方褒勲庁及び褒勲支庁の褒勲対象者登録拒否処分などについて争うものが大部分である。

褒勲事件は、一般事件に比べて相対的に難易度と複雑性は低いものの、争いの対象となる事実が朝鮮戦争やベトナム戦争のように何十年も前の傷痕であるために記録のない場合が多く、事実関係を明らかにするのが困難である。そこで、請求人が主張する傷痕と公務遂行との因果関係を明らかにするためには、法律的判断と医学的判断の両者が必要とされることになる。事実、中央行政審判委員会内に医療分野の専門家で構成された褒勲事件専門委員会を運営して、外部の専門家に対する鑑定や諮問も活発に行われている。

#### ・褒勲事件の受理・処理現況<sup>18</sup> (単位：件)

年度	区分	受理	審理・議決			
			小計	認容	棄却	却下
2009		2,666	2,691	102	2,521	68
2010		2,654	2,495	86	2,334	75
2011		1,913	2,036	79	1,887	70

## (2) 処理期間

行政審判が請求された事件は、行政審判法 45 条により、裁決庁又は処分庁が審判請求書を受理した日から 60 日以内に裁決しなければならず、やむを得ない事情があるときは、行政審判委員会委員長が職権で 30 日延長することができる規定されている。

裁決期間の短縮のために内部業務プロセスの改善、実務担当者の専門性向上のための教育、処分庁に対する答弁書提出機関の遵守の要求などの努力をしているにもかかわらず、

<sup>18</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年) 418頁。

事件の持続的な増加、人員不足、頻繁な人事異動、とくに事件の複雑性と難易度が高い一般事件の場合には審判開始段階に必要な答弁書の送付自体が法定期間の10日をはるかに超える場合が大部分であるなどの理由で、毎年、一部の事件は法定期間を超えて処理されている実情である<sup>19</sup>。

事実、運転免許事件は、審判請求件数は最も多いが、その処分理由の多くは飲酒運転であり、定形化されているのでほとんどが裁決期間内に処理されている。反対に、一般事件の多くは、関連記録も膨大であり、審理過程で調査しなければならない事実関係及び法律関係も複雑であるために、処理期間は運転免許事件の倍以上長くなっている。

・年度別の事件処理期間の現況<sup>20</sup>

区分	処理件数	平均裁決期間	処理期間内		処理期間超過
			60日以内	61~90日以内	
2010	30,472	79.3日	18,175件 (59.6%)	6,392件 (21.0%)	5,905件 (19.4%)
2011	28,923	75.4日	18,689件 (64.6%)	5,685件 (19.7%)	4,549件 (15.7%)
増減	△1,549	△3.9日	514件	△707件	△1,356件

・事件類型別の処理期間の現況<sup>21</sup>

区分 年度	処理件数	平均裁決期間	運転	褒勲	一般
2010	30,472	79.3日	59.0日	116.9日	197.4日
2011	28,923	75.4日	60.8日	127.5日	157.6日

(3) 口頭審理

行政審判法は、当事者が口頭審理を申請したときには、書面審理のみで決定することができるものと認められる場合を除いては、口頭審理を実施しなければならないと定めることで、口頭審理申請権を制度的に保障している。口頭審理の拡大は、真相の把握・矛盾の発見などが容易であるという長所を有すると同時に、迅速な事件処理に支障をきたすおそれもあり、とくに非常設機関として運営されている行政委員会の組織の特性からは、口頭審理の拡大には一定の限界がある。そこで、2011年度には、口頭審理への出席が困難な請求人の陳述の機会を保障するために、常任委員が地方を巡回して個別的な事情を聴取することで、口頭審理を補完する試みを行っている。

・口頭審理の現況<sup>22</sup>

<sup>19</sup> 処理期間が遅延した理由としては、補充資料の提出の遅延、事実関係の調査、当事者の延期要請がほとんどであるとの指摘もある（ 국무총리행정심판위원 · 법제처 『행정심판 20년사』 (국무총리행정심판위원회 · 법제처, 2005年) 105頁)。

<sup>20</sup> 『2011 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 421頁。

<sup>21</sup> 『2011 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 422頁。

<sup>22</sup> 『2011 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 424頁。

区分 年度	処理件数	口頭審理 申請件数	口頭審理 許可件数	許容率 (対審理申請)	実施率 (対処理件数)
2010	30,472	585	367	62.7%	1.2%
2011	28,923	531	329	62.0%	1.1%

#### (4) 執行停止及び臨時処分

行政審判法は、日本と同様、執行不停止の原則を採っている。職権で執行停止決定をした事例としては、営業停止処分等の執行停止、課外教習中止命令の執行停止、出国命令処分の執行停止などである。執行停止の申請及び処理の結果は、下の表のとおりである<sup>23</sup>。

##### ・執行停止の申請及び処理結果 (単位：件)

処理 年度	申請件数	処理結果				職権 執行停止
		認容	棄却	却下	取下げ・移送	
2010	1,615	8	1,437	22	71	14
2011	1,366	108	1,175	41	53	37

2011年度に執行停止決定件数が増加した理由としては、執行停止の要件を充足した事件が多かったことはもちろんであるが、請求人の経済的な事情などを積極的に考慮した結果であると言われている。

一方、2010年の改正で導入された、請求人に臨時の地位を付与する臨時処分制度は、まだ日が浅いこともあり、下記の表のとおり、余り活用されていないが、執行停止制度を補充するものとして、今後は積極的な活用が規定されている。

##### ・臨時処分申請及び処理結果<sup>24</sup> (単位：件)

処理 年度	申請件数	処理結果				職権 執行停止
		認容	棄却	却下	取下げ・移送	
2011	31	0	23	2	6	0

#### (5) オンライン行政審判

中央行政審判委員会は、2006年7月からオンライン行政審判システムを導入して、審判請求から答弁書送付、裁決書送付まで、審判手続の全過程がインターネットを通じて処理できるようにした。また、そのための、法的根拠も、2010年の改正で整備した。オンライン行政審判の利用実績は、下の表のとおり、必ずしも、積極的に利用されているとは言い難い状況であるが、行政審判委員会と処分庁との間の処理については90%を上回っており、処理期間の短縮に貢献しているものと言えよう。

##### ・オンライン行政審判の利用実績<sup>25</sup> (単位：件)

<sup>23</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 426頁。

<sup>24</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012年) 426頁。

事件類型	受理件数	オンライン請求		オンライン答弁書	
		受理件数	オンライン比率	答弁件数	オンライン比率
運転	22,981	2,235	9.7%	22,981	100.0%
褒勲	1,913	491	25.7%	1,906	99.6%
一般	3,164	826	26.1%	1,798	56.8%
小計	28,058	3,552	12.7%	26,685	95.1%

## 2. 中央行政審判委員会の運営実態

中央行政審判委員会は、迅速な事件処理と委員会の効率的な運営のために、内部において、中央行政審判委員会（本会議）、道路交通法による自動車運転免許行政処分に関する事件を審理・議決するために4人で構成された小委員会、そして、中央行政審判委員会の委員長が指定する行政審判事件をあらかじめ検討するための5人以下の委員で構成された専門委員会の三つのタイプの会議を運営している。

中央行政審判委員会の会議（本会議）は、委員長、常任委員及び委員長が会議ごとに指定する非常任委員を含め、9人で構成され、年間45回以上開催されている。

小委員会は、以前は、本会議に上程される事件をあらかじめ検討する機能を果たしていたが、2010年の改正行政審判法によって、運転免許事件の審理・裁決を専門的に担当するようになった。ただし、小委員会が中央行政審判委員会で審理・裁決すべきと決定した運転免許事件は除かれる。2011年は、小委員会は46回開催され、23,912件を審理・裁決した。これによって、運転事件の更なる迅速化が促進されるとともに、本会議の審議の負担を軽減できるようになった。

専門委員会は、委員長が指定する事件をあらかじめ検討するために、中央行政審判委員会の常任委員を含めて委員長が指定する5人以内の委員で構成される。専門委員会は、委員長が指定する行政審判請求事件をあらかじめ検討して、その結果を中央行政審判委員会（本会議）に報告する。現在の専門委員会は、情報公開専門委員会と褒勲・医療専門委員会の二つがあり、2011年には、情報公開専門委員会は12回開催され、287件を、褒勲・医療専門委員会は12回開催され、821件を処理した。

各類型の委員会の開催現況は、次の表のとおりである<sup>26</sup>。

### ・2011年度の委員会の会議開催現況

行政審判委員会本会議	46回
小委員会会議	46回
情報公開専門委員会	12回
褒勲・医療専門委員会	12回

<sup>25</sup> 『2011 国民権익백서』（국민권익위원회, 2012年）427頁。

<sup>26</sup> 『2011 国民権익백서』（국민권익위원회, 2012年）429頁。

合計	116 回
----	-------

### (1) 中央行政審判委員会 (本会議)

審判請求事件に対する審理・議決権が付与される本会議は、委員長、常任委員、委員長が会議毎に指定する非常任の民間委員 6 人の合計 9 人で構成される。会議は毎週 1 回開催され、構成員の過半数の出席と出席委員の過半数の賛成で議決している。本会議の開催実績は、下の表のとおりである<sup>27</sup>。2011 年には 46 回の本会議を開催して、5,011 件を審理して、認容 374 件、一部認容 174 件、棄却 3,776 件、却下 687 件を議決した。本会議の処理件数が前年度よりも減ったのは、2010 年 7 月から道路交通法による運転免許事件が小委員会で審理・裁決するようになったためである。

#### ・年度別の本会議開催実績 (単位：件)

年度	開催回数	処理件数	審理・議決結果			認容率
			認容 (一部認容含む)	棄却	却下	
2011	46 回	5,011	548	3,776	687	10.9%
2010	46 回	19,283	3,061	15,214	1,008	15.8%
2009	42 回	27,461	4,162	22,358	941	15.2%
2008	44 回	23,142	3,462	18,840	840	15.0%
2007	40 回	23,179	3,720	18,818	641	16.0%

### (2) 小委員会

小委員会の開催現況は、次の表のとおりである<sup>28</sup>。

#### ・小委員会の開催現況 (単位：件)

年度	開催回数	処理件数	審理・議決結果			認容率
			認容 (一部認容含む)	棄却	却下	
2011	46 回	23,912	4,292	19,308	312	17.9%
2010.7~	20 回	11,189	1,929	9,106	154	17.2%
2010.6	26 回	13,363	2,352	10,840	171	
2009	42 回	491	334	157	0	
2008	33 回	247	155	89	3	
2007	28 回	141	121	19	0	

<sup>27</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012 年) 429 頁。

<sup>28</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012 年) 430 頁。

### (3) 専門委員会

#### 1) 情報公開専門委員会

情報公開専門委員会は、情報公開分野の審判請求事件をあらかじめ検討するために、常任委員 2 人と非常任委員 1 人で構成・運営されている。事件に対する議決はせず、本会議に上程される事件をあらかじめ関連分野の専門家委員が集中的に検討するものである。情報公開専門委員会の開催現況は、次の表<sup>29)</sup>のとおりである。

情報公開専門委員会の開催現況 (単位：件)

年度	開催回数	計	議決結果		
			認容・一部認容	棄却	却下
2011	12 回	287	122	115	50
2010	12 回	261	83	129	49
2009	11 回	101	32	50	19
2008	10 回	148	54	82	12
2009	10 回	99	24	61	14

#### 2) 褒勲・医療専門委員会

褒勲・医療専門委員会は、委員長が指定する褒勲・医療分野の事件を深く検討するために、常任委員 2 人と非常任委員 3 人で構成され、運営されている。この委員会も、事件に対する議決はせず、本会議に上程される事件をあらかじめ関連分野の専門家の委員で集中的に検討するためのものである。主要な検討内容は、国家有功者登録拒否処分、国家有功者及び独立有功者の遺族登録拒否処分、公務関連性を認めた傷痕以外に他の傷痕を認めない処分、傷痕等級判定、枯葉剤後遺症患者に関連した処分、傷痕原因の死亡認定の可否及び医療給与関連処分などに関するものである。その開催状況は、次の表<sup>30)</sup>のとおりである。

・褒勲・医療専門委員会の開催現況 (単位：件)

年度	開催回数	計	検討意見		
			認容・一部認容	棄却	却下
2011	12 回	821	45	757	19
2010	12 回	914	54	846	14
2009	11 回	1,338	104	1,197	34
2008	10 回	615	32	571	12
2007	10 回	313	15	289	9

### 3. 裁決後に訴訟に移行した事件の現況

<sup>29)</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012 年) 431 頁。

<sup>30)</sup> 『2011 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2012 年) 431 頁。

2010年度に進行中であった訴訟件数は2,390件であり、このうち、2009年に判決は下され、その後行政訴訟が提起されたが判決が確定せずに2010年度に持ち越された事件が348件、2010年に判決が下されその年に行政訴訟が提起された事件が2,001件である。これら2,349件を結果別にみれば、判決確定1,067件(45.4%)、訴え取下げ607件(25.8%)、係留中675件(28.8%)である。また、訴え取下げ事件のうち551件(88.6%)は、運転免許事件であるが、これらの事件は大部分が訴訟の進行過程で裁判所の調停勧告によって当事者間に調停が成立して処分を取下げ又は変更することに応じて訴訟を取り下げた場合である。

下の表のとおり、2010年に不認容となった25,482件の行政審判事件のうち、2,001件の行政訴訟が提起され、行政審判事件に対する不服率は7.9%であったが、事件別では褒勲事件15.2%、一般事件6.6%、運転事件7.2%であった。認容率と不服率は反比例の関係にあることが分かる。

・2010年度の不服率<sup>31</sup>(単位：件)

区分	審判件数	認容(認容率)	不認容			訴え提起件数 (不服率)
			計	棄却	却下	
褒勲	2,645	86(3.4%)	2,409	2,334	75	366(15.2%)
一般	3,425	623(18.2%)	2,802	2,040	762	184(6.6%)
運転	24,552	4,281(17.4%)	20,271	19,946	325	1,451(7.2%)
計	30,472	4,990(16.4%)	25,482	24,320	1,162	2,001(7.9%)

判決が確定した1,067件の結果を見れば、原告勝訴35件(3.3%)、原告一部勝訴18件(1.7%)、原告敗訴992件(92.9%)、却下22件(2.1%)であった。

・事件別原告勝訴率<sup>32</sup>(単位：件)

区分	訴え提起件数	判決確定件数	原告勝訴件数	原告勝訴率
一般事件	239	77	16	20.8%
褒勲事件	550	112	11	9.8%
運転事件	1,560	878	26	3.0%
計	2,349	1,067	53	5.0%

複雑で難解な事件が多い一般事件の場合には、原告勝訴率が20.8%と高いものの、すでに定形化されている運転事件の場合には認容率が非常に低いことが分かる。

なお、原告の勝訴理由としては、下の表<sup>33</sup>のとおりである。

・判決と裁決の比較結果(単位：件)

事件類型	計	事実関係認定	法理誤解	裁量権の逸脱・濫用	その他
一般事件	11	5	2	4	—

<sup>31</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年) 451頁。

<sup>32</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年) 453頁。

<sup>33</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年) 453頁。

褒勲事件	8	—	—	8	—
運転事件	25	21	1	3	—
計	44	26	3	15	—

#### IV. 市・道行政審判委員会

##### 1. 市・道行政審判委員会の運営現況

###### (1) 受理・処理の現況概観

最近、6年間の市・道行政審判委員会の処理件数は、下の表のとおりである<sup>34</sup>。

###### ・年度別・地域別の処理件数

区分	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年
ソウル市	389	503	1,063	995	1,131	942
釜山市	248	411	347	347	399	445
大邱市	578	696	332	389	493	511
仁川市	98	180	145	136	176	213
光州市	26	106	46	37	76	60
大田市	50	377	141	82	100	129
蔚山市	54	111	99	114	122	99
京畿道	467	448	703	796	842	1,121
江原道	109	85	93	122	147	145
忠北道	120	218	163	151	177	154
忠南道	109	93	124	135	165	108
全北道	289	256	311	280	305	273
全南道	68	102	92	91	94	103
慶北道	244	180	268	220	271	227
慶南道	259	379	282	276	342	314
済州道	49	26	24	23	50	59
合計	3,157	4,171	4,233	4,194	4,890	4,903

ところで、2009年度の市・道行政審判委員会に受理された事件は、5,483件である。その詳細な内訳は、下の表のとおりである<sup>35</sup>。

###### ・2009年度の地域別の受理・処理現況

別地域	会	受理件数	処理期間	（率）	下	取	送	移	操	年
-----	---	------	------	-----	---	---	---	---	---	---

<sup>34</sup> 2012年2月27日に行政審判総括課から提供された資料。

<sup>35</sup> 『2010 국민권익백서』(국민권익위원회、2011年) 732頁。残念ながら『2011 국민권익백서』(국민권익위원회、2012年)には市・道行政審判委員会のデータは収録されていない。

		前年度繰越	○九年度 受理	合計	認容	一部認容	棄却	却下				
ソウル市	24	243	1,195	1,131	51	176	763	141	20.1	135	2	170
釜山市	13		417	399	52	149	180	18	50.4	18		48
大邱市	12	38	546	493	14	309	163	7	65.5	12		79
仁川市	12	21	196	176	14	31	108	23	25.6	28	1	12
光州市	11	3	90	76	4	19	53		30.3	10		7
大田市	10	10	131	100	7	29	56	8	36.0	14		27
蔚山市	12	11	118	122	16	37	66	3	43.4	1		6
京畿道	12	111	1,052	842	127	97	498	120	26.6	107	9	205
江原道	12	21	168	147	21	29	67	30	34.0	14	1	27
忠北道	11	10	196	177	10	52	100	15	35.0	13		16
忠南道	12	8	191	165	27	27	83	28	32.7	13	1	12
全北道	12	31	337	305	12	107	170	16	39.0	26		37
全南道	7	18	119	94	19	14	40	21	35.1	16		27
慶北道	12	19	282	271	18	137	106	10	57.2	5		25
慶南道	12	39	381	342	35	102	178	27	40.1	36	1	41
済州道	10	8	64	50	2	22	24	2	48.0	6	1	16
合計	194	591	5,483	4,890	429	1,337	2,655	469	36.1	454	15	755
				100%	8.8%	27.3%	54.3%	9.6%				

受理・処理件数は、市・道によって大きな差があるが、これらは人口の多少や行政区域の面積の広狭など、地域的な特性と関連していると思われる。認容率についても、最も高い大邱市（65.5%）と最も低いソウル市（20.1%）では、40%以上の格差がみられる。

## （２）事件類型別の受理・処理の現況

### ・2009年度の処理事件類型<sup>36</sup>

地域別	計	建設交通	保健福祉	文化観光	産業支援	情報公開	環境	農林水産	その他
ソウル市	1,131	473	397	123	51	47	11		29
釜山市	399	81	246	35	18	3	2	5	9
大邱市	493	10	427	1	13	2	4		36
仁川市	176	67	69	19	3	7	2	2	7
光州市	76	18	49	2		3	2		2

<sup>36</sup> 『2010 国民権익백서』（국민권익위원회、2011年）734頁。

大田市	100	28	46	10	8	7			1
蔚山市	122	31	69	14	1			3	4
京畿道	842	112	239	46	32	42	12	29	330
江原道	147	32	43			9	4	11	48
忠北道	177	47	77	18	8	8	8	4	7
忠南道	165	61	37	4	10	12	5	16	20
全北道	305	48	159	53	11	3	9	12	10
全南道	94	31	18		6	2	1	16	20
慶北道	271	66	158	8	9	7	3	19	1
慶南道	342	99	141	40	32	4	6	12	8
濟州道	50	4	29			1			16
合計	4,890	1,208	2,204	373	202	157	69	129	548
	100%	24.7%	45.1%	7.6%	4.1%	3.2%	1.4%	2.6%	11.2%

市・道行政審判委員会が処理した事件のうち、最も多いものが保健福祉分野の 2,204 件 (45.1%) であり、ついで建設交通分野 1,208 件 (24.7%)、文化観光分野 373 件 (7.6%) の順である。保健福祉分野の事件とは、飲食店の接客営業所の違反行為に対する営業停止や食品衛生関連の課徴金賦課処分などであり、建設交通分野の事件とは、建築許可拒否処分や違法建築に対する履行強制金の賦課処分などであり、文化観光分野の事件とは、カラオケやゲーム上の違反行為に対する営業停止や課徴金の賦課処分などである。

事件類型別の認容率は、下の表のとおりである<sup>37</sup>。

#### ・事件類型別認容率

区分	合計	認容		一部認容		棄却		却下	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
建設交通	1,208	165	13.7%	64	5.3%	781	64.7%	198	16.4%
保健福祉	2,204	113	5.1%	1,089	49.4%	971	44.1%	31	1.4%
文化観光	373	11	2.9%	69	18.5%	285	76.4%	8	2.1%
産業支援	202	24	11.9%	36	17.8%	119	58.9%	23	11.4%
情報公開	157	36	22.9%	11	7.0%	84	53.5%	26	16.6%
環境	69	6	8.7%	8	11.6%	40	58.0%	15	21.7%
農林	129	23	17.8%	3	2.3%	78	60.5%	25	19.4%
その他	548	70	12.8%	39	7.1%	297	54.2%	142	25.9%
計	4,890	447	9.1%	1,319	27.0%	2,655	54.3%	469	9.6%

保健福祉分野、文化観光分野、産業支援分野などで一部認容率が高いが、食品接客業やカラオケに対する営業停止、課徴金などを、請求人の事情を勘案して、取消し又は軽減し

<sup>37</sup> 『2010 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2011年) 736頁。

たものと考えられる。これが、大邱市とソウル市の認容率の差異をもたらした要因の一つとなっていると思われる。

### (3) 地域別処理期間

地域別の処理期間の現況は、下記の表のとおりである<sup>38</sup>。

#### ・地域別処理期間の現況

地域別	計	60日以内		61日~90日		91日~120日		121日経過	
		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
ソウル市	1,131	465	41.1%	377	33.3%	205	18.1%	84	7.4%
釜山市	399	396	99.2%	3	0.8%				
大邱市	493	462	93.7%	31	6.3%				
仁川市	176	153	86.9%	21	11.9%	2	1.1%		
光州市	76	72	94.7%	4	5.3%				
大田市	100	86	86.0%	13	13.0%			1	1.0%
蔚山市	122	119	97.5%	2	1.6%			1	0.8%
京畿道	842	133	15.8%	425	50.5%	258	30.6%	26	3.1%
江原道	147	35	23.8%	110	74.8%	2	1.4%		
忠北道	177	173	97.7%	4	2.3%				
忠南道	165	127	77.0%	36	21.8%	1	0.6%	1	0.6%
全北道	305	281	92.1%	17	5.6%	6	2.0%	1	0.3%
全南道	94	21	22.3%	41	43.6%	26	27.7%	6	6.4%
慶北道	271	125	46.1%	143	52.8%	3	1.1%		
慶南道	342	265	77.5%	69	20.2%	6	1.8%	2	0.6%
済州道	50	38	76.0%	12	24.0%				
合計	4,890	2,951	60.3%	1,308	26.7%	509	10.4%	122	2.5%

16個の行政審判委員会のうち、7個の委員会は法定裁決期間内に全ての事件を処理しているが、ソウル市や京畿道などのように事件数の多い地域では、事件の処理の遅れが目立っている。

### (4) 地域別の口頭審理の実施現況

地域別の口頭審理の実施現況は、下記の表のとおりである<sup>39</sup>。

#### 地域別の口頭審理の実施現況

地域別	本案件数	口頭審理 の件数	口頭審理 の比率	申請に伴う口頭審理	口頭 審理	口頭審理後の 本案認容

<sup>38</sup> 『2010 国民권익백서』 (국민권익위원회, 2011年) 734頁。

<sup>39</sup> 『2010 国民권익백서』 (국민권익위원회, 2011年) 739頁。

				申請 件数	許容 件数	許容率		件数	比率
ソウル市	1,131	69	6.1%	18	14	77.8%	55	24	34.8%
釜山市	399	26	6.5%	24	21	87.5%	5	7	26.9%
大邱市	493	52	10.5%	28	28	100.0%	24	47	90.4%
仁川市	176	—	0.0%	—					
光州市	76	17	22.4%	18	17	94.4%			
大田市	100	87	87.0%	93	87	93.5%		36	41.4%
蔚山市	122	106	86.9%	106	106	100.0%		69	65.1%
京畿道	842	20	2.4%	27	20	74.1%		4	20.0%
江原道	147	17	11.6%	22	17	77.3%		6	35.3%
忠北道	177	16	9.0%	27	16	59.3%		1	6.3%
忠南道	165	135	81.8%	135	135	100.0%		54	40.0%
全北道	305	52	17.0%	53	52	98.1%			
全南道	94	19	20.2%	25	19	76.0%		6	31.6%
慶北道	271	2	0.7%	2	2	100.0%			
慶南道	342	99	28.9%	99	99	100.0%		32	32.3%
済州道	50	—	0.0%	—	—				
合計	4,890	717	14.7%	677	633	93.5%	84	286	39.9%

2009年度に、16の市・道行政審判委員会が処理した審判事件4,890件のうち、717件について口頭審理を実施した（14.7%）。しかし、口頭審理実施率が最も高い大田では100件の事件のうち87件（87%）について実施しているのに対して、仁川市と済州道では全く実施していないなど、地域間で大きな格差がある。また、請求人が口頭審理を申請したときの口頭審理許容率は平均93.5%であり、これは大部分の市・道行政審判委員会では、請求人の申請があれば、本案の認容とは関係なく、口頭審理を実施していることを示しているが、忠北道では27件の申請に対して16件（59.3%）しか認めないなど、運用に大きな差異があることがわかる。

#### （5）(5)地域別の執行停止の現況

16の市・道行政審判委員会が2009年度に処理した4,890件のうち2,793件（57.1%）で、執行停止の申請がなされている。この年度で処理されたのは2,705件であり、このうち2,123件（78.5%）で執行停止が認められている。行政審判委員会が積極的に執行停止制度を活用していることがうかがわれる。執行停止申請の最も認容率の高い地域は済州道で、22件の申請に対して全て執行停止を認めた。これに対して、最も認容率の低い光州市では、48件の申請に対して7件（14.6%）認めただけである。

その一方で、執行停止が認容された事件の本案の認容率は、必ずしも高くなく、1,175件（55.3%）であった。また、地域間の差異も大きい。大邱では執行停止認容率85.6%で本案

認容率は 100%であるのに対して、光州市、大田市、済州道では、それぞれ執行停止の認容率が 14.6%、93.9%、100%であるのに、本案の認容率は、いずれも 0%である。なお、職権で執行停止を決定した事例は皆無であった<sup>40</sup>。

## 2. 裁決後に訴訟に移行した事件の現況

2009 年度に処理された 4,890 件のうち、不認容の件数は 3,124 件であるが、これに不服として行政訴訟が提起された件数は、880 件（28.1%）である。

一方、2009 年の全体の行政訴訟件数は、1,055 件で、このうち 2009 年に提起された新規事件は 880 件で、前年からの繰越事件は 175 件である。審判請求件数の多い市・道が、やはり訴訟提起の件数も多く、ソウル市（244 件）、京畿道（183 件）、釜山市（79 件）の三つの地域で、全体事件の 56.5%を占めている。もっとも、行政審判請求人の不認容裁決に対する不服率は、高い順に光州市（41.5%）、釜山市（39.9%）、慶南道（39.0%）、全北道（32.8%）となっているので、審判請求件数の多寡とは相関関係はないと思われる。

### ・地域別の不認容裁決件数と訴訟提起件数<sup>41</sup>

地域別	受理件数	認容件数	不認容件数	訴訟提起件数	不服率
ソウル市	1,131	227	904	244	27.0%
釜山市	399	201	198	79	39.9%
大邱市	493	323	170	43	25.3%
仁川市	176	45	131	42	32.1%
光州市	76	23	53	22	41.5%
大田市	100	36	64	1	1.6%
蔚山市	122	53	69	22	31.9%
京畿道	842	224	618	183	29.6%
江原道	147	50	97	26	26.8%
忠北道	177	62	115	34	29.6%
忠南道	165	54	111	11	9.9%
全北道	305	119	186	61	32.8%
全南道	94	33	61	4	6.6%
慶北道	271	155	116	27	23.3%
慶南道	342	137	205	80	39.0%
済州道	50	24	26	1	3.8%
計	4,890	1,766	3,124	880	平均 28.1%

<sup>40</sup> 『2010 국민권익백서』（국민권익위원회、2011年）740～742頁、参照。

<sup>41</sup> 『2010 국민권익백서』（국민권익위원회、2011年）745頁。

訴訟が提起された事件類型は、大体、審判事件類型と類似している。ただ、行政審判では最も多かった保健福祉分野の事件数が、訴訟においては建設交通分野の事件数よりも若干少なくなっている。これは、保健福祉分野の事件が生計型の事件であるのに対して、建設交通分野の事件は当事者の利害関係が大きく、また、訴額が高額な事件が多いということがその原因と考えられる。

各市・道から提出された事件目録 1,026 件を事件類型別に見ると、訴訟提起の件数の多い順に、建設交通 359 件 (35.0%)、保健福祉 330 件 (32.2%)、文化観光 104 件 (10.1%)、産業資源 (5.7%) の順である<sup>42</sup>。

2009 年度は全体の行政訴訟事件 1,055 件のうち 536 件が終結したが、このうち判決が確定した事件が 200 件、訴えを取り下げた事件が 336 件である。このうち、原告勝訴事件は全部勝訴 38 件、一部勝訴 1 件で、これらを合わせた原告勝訴率は 7.2%であった。

・ 2009 年度の訴訟提起現況<sup>43</sup>

提起件数	審級	判決確定					訴え 取下げ	原告勝 訴率	係留中
		計	原告 全部勝訴	原告 一部勝訴	原告敗訴	却下			
1,055	1 審	157	26	1	120	10	323	5.6%	393
	2 審	21	6	—	15	—	12	18.1%	115
	3 審	22	6	—	16	10	1	26.0%	12
	計	200	38 (19.0%)	1 (0.5%)	151 (75.5%)	10 (5.0%)	336	7.2%	520

## V. 行政審判と類似した制度

### 1. 異議申請

行政審判は原則的に処分庁の直近上級行政庁に提起する争訟であるが、異議申請は処分庁に再審査を求める不服手続である。また、行政審判はすべての違法・不当な処分等に対して認められるが、異議申請は個別法で定める処分等についてだけ認められる。個別法で異議申請制度を置きながらも、行政審判については何らの規定も置いていない場合に、異議申請を提起した後に、別途、行政審判を提起することができるか否かという問題について、大法院は、「不動産価格公示及び鑑定評価に関する法律」上、個別公示地価に対する異議申請と関連して、異議申請によるその結果の通知を受けた後に再び行政審判法による行政審判を提起できると判示した (2010.1.28)。

### 2. 請願

<sup>42</sup> 『2010 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2011 年) 746~747 頁、参照。

<sup>43</sup> 『2010 国民権익백서』 (국민권익위원회, 2011 年) 747 頁。

行政審判は、侵害された権利利益の救済のための争訟制度であるので提起機関や期間が厳格に制限されているが、請願は国政に対する国民の意思表示を保障するための制度であるので、いかなる機関にも、また、何時でも提起することができる。憲法で国民の請願権について定めるとともに、法律としては、請願法がある。

### 3. 陳情

陳情は法定の形式・手続によることなく行政庁に対して一定の希望を陳述する行為であり、それに対する行政機関の応答は別段法的な意味を有しない。陳情は、その意味で請願と類似した意味で使用される。また、その希望する内容が処分などの特定の行為であれば、苦衷民願ということもできる。大法院は、表題に陳情書と書かれていても、その内容が行政審判請求に該当する場合には、行政審判として処理しなければならないと判示している(2000.6.9.)。

### 4. 苦衷民願処理制度

これは、国民の苦情・不満を、国民と行政機関の間で中立的・独立的な機関である国民権益委員会または市民苦衷処理委員会で簡便・迅速に調査・解決する制度である。苦衷民願とは、「行政機関等の違法・不当または消極的な処分及び不合理な行政指導によって国民の権利を侵害し、または国民に不便または負担を与える事項に関する民願をいう」(「腐敗防止や国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」2条5号)と定義されている。したがって、権利だけでなく、不便、負担などの解消を求める国民の利便性、物質的・精神的な安穩なども権益の概念ないしは国民権益委員会が保護して救済すべき対象ないし価値に含まれる。また、その救済手段も、是正・制度改善などの勧告、意見表明、公表などであり、それらに法的拘束力はない。そもそも「民願」とは、住民が行政機関に対して行う申請・苦情・その他行政機関に特定の行為を要求する行為であり、住民が行政機関に用事があるというとき(私用を除き)、その「用事」というのが民願である<sup>44</sup>。

苦衷民願処理は、①民願の相談及び申請、②民願調査、③審議議決、④決定の通知及び処理結果の通知の順で行われる。

まず、①申請は、本人または代理人を通じて、書面で直接申請するか、または郵便、インターネット、FAXなどを通じて行うことができる。次に、②受理された苦衷民願について、関係行政機関に説明要求と関係資料・書類などの提出、関係職員の出席及び意見陳述などの調査を実施する。そして、③調査が完了したら、委員会が審議して、是正勧告、意見表明、法令・制度・政策などの改善の勧告・意見表明などを議決する。議決事項について通知書を作成して、当事者に通知する一方、委員会の勧告または意見を受けた関係行政機関は、これを尊重しなければならない。処理期間は原則として民願受理から60日、場

<sup>44</sup> (財)自治体国際化協会(CLAIR)編『各国の電子自治体の推進状況』第6章「韓国」(高橋誠執筆)、((財)自治体国際化協会(CLAIR)、2006年) 123頁。

合によっては 30 日の延長をすることができる。

この流れを図にすると次のようになる。

・ 民願の受理・処理の体系<sup>45</sup>



なお、同一の案件が処分に該当し、かつ、請求人適格を有するなど、いわゆる行政審判の提起要件を備えている限りにおいては、行政審判と苦衷民願の両方を利用することはできる。しかし、苦衷民願の提起によって、結果として行政審判請求期間の徒過による行政審判請求権の制限をもたらす可能性もあるので、苦衷民願を受理した機関はその表題にとられることなく、その内容が行政審判を請求するものであるか否かを検討して、その内容が行政処分の是正を求めるものであれば、速やかに処分庁や行政審判委員会に送付するのが妥当である<sup>46</sup>。

大法院は、この両者の関係について、行政審判前置主義を採用していた行政訴訟法の時代の判決ではあるが、次のように判示している。すなわち、「国民苦衷処理制度は、……行政審判法による行政審判……等の不服救済手続とは制度の趣旨及び性格を異にしているので、国民苦衷処理委員会に対する苦衷民願の申請が行政訴訟の前置手続として要求される行政審判の請求に該当するものとみることはできない。ただし、国民苦衷処理委員会に受

<sup>45</sup> 문용린 『권익구제 교재개발연구』 (국민권익위원회 민원조사기획과, 2009年) 24頁。

<sup>46</sup> 류광해 『행정심판노트』 (충남대학교출판부, 2010年) 28頁。

理された申請書が行政機関の処分に対して是正を求める趣旨であることが内容上明らかで、国民苦衷処理委員会がこれを当該処分庁またはその裁決庁に送付した場合に限って、行政審判法……の規定によって申請書が国民苦衷処理委員会に受理されたときに、行政審判の請求が提起されたものとみることができる」(1995.9.29)と述べている。

国民権益委員会が2011年度に受理した民願件数は32,351件(前年度の繰越受理を含む)であり、そのうち処理した民願件数は32,082件である。さらに、そのうちで「腐敗防止や国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」2条5号の規定に基づき苦衷民願として処理したものは20,762件、非苦衷民願として処理されたものが11,320件であった。このうち、民願人の要求を認容した、是正勧告、意見表明、調停合意は3,014件で、全体の苦衷民願処理件数の14.5%を占めている。また、この2011年度に処理された民願32,082件の分野を見ると、褒勲分野17%、保険・福祉分野12%、税務分野11%、都市分野11%、道路分野10%、民事・法務分野10%、警察分野9%、労働分野6%、住宅分野5%であった。

・民願処理現況<sup>47</sup>

区分	総計	苦衷民願							非苦衷民願
		是正勧告	意見表明	調停合意	棄却	移送	却下	案内回答	
2011年度	20,762	349	315	2,350	1,578	50	526	15,594	11,320
2010年度	27,043	480	271	3,282	3,223	357	912	18,518	7,467
増減 (増減率)	△6,286 △23.2	△131 △27.3	44 16.2	△932 △28.4	△1,645 △51.0	△307 △86.0	△386 △42.3	△2,924 △15.8	3,853 51.6

上の表を見る限りでは、前年度よりも民願処理件数が減っているが、それまで別個に存在していた国民苦衷処理委員会、国務総理行政審判委員会、国家清廉委員会を統合した国民権益委員会が発足する前後を比較するとき、民願件数の大幅な増加が明らかとなる。

・統合前(2007年)と統合後の民願処理指標の比較<sup>48</sup>

区分	2007(統合前)	2008~2011(4年平均)	備考
受理量	23,681件	30,542件	37%増加
処理量	23,373件	30,566件	37.3%増加
1人当たり処理量	186件	285件	53.2%増加
平均処理期間	31.6日	22日	6日減少

苦衷民願の主要な発生原因は、拒否、不作為などの消極的処分(23%)、私人間の関係(23%)、違法・不当な処分及び規制(17%)、申請人の不合理な要求(14%)、各種行政についての問合せ及び建議(13%)、不合理な政策・制度・法令(6%)、公職形態(不誠実、怠惰)などである<sup>49</sup>。

<sup>47</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年)101頁。

<sup>48</sup> 『2011 国民権익백서』(국민권익위원회, 2012年)5頁。

<sup>49</sup> 문용린 『권익구제 교재 개발』

## 5. オンライン民願処理システム(国民申聞鼓)

国民権益委員会のホームページには、朝鮮朝時代に国民が国王に直訴するときに行った鼓から由来する「国民申聞鼓」と名付けられた、オンライン政府民願ポータルサイト ([www.epeople.go.kr](http://www.epeople.go.kr))が、政府に対するあらゆる民願、提案、政策討論、腐敗通報、行政審判を申請できるインターネット国民コミュニケーション窓口として設けられている。国民申聞鼓に民願や提案を申請すれば自動分類システムによってすべての行政機関の中で民願や提案を最もよく処理できる機関に分類して受理、処理されることになる。

この過程で自動分類システムによって2次嘆願で識別されれば権益委に分類されて深く調査、処理するようにしている。このオンライン民願処理システム(国民申聞鼓)は、どの機関に民願を申請するか分からない国民に対するサービスだけでなく、オフラインによる移送の簡略化、部処間の協業体制の構築など、民願行政の効率性の向上も可能にしている。現在、中央部処[省庁に相当]、地方自治体、海外公館、司法府などの主要公共機関など688個の機関と連結されているために、この窓口を通じて多くの機関に重複して申請された民願、あるいは申請行政機関のわからない民願等も、この統合システムを通じて所管機関に自動的に分類され、ワン・ストップ民願サービスが提供されている<sup>50</sup>。

この結果、民願処理期間が飛躍的に迅速化され、複合民願の場合、処理期間は2005年の平均36.1日が、国民申聞鼓の構築以後の2008年は9.2日に短縮され、一般民願も、2005年の平均12日が2008年には6.9日に短縮された<sup>51</sup>。

なお、国民申聞鼓システムの維持・管理の人的運営状況(2012年2月24日現在)は、次の表のとおりである<sup>52</sup>。

分野		役割	現員
運営総括(国民申聞鼓担当官室)		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画樹立及び維持補修事業の管理</li> <li>国民申聞鼓運営関連の機関(688機関)の間の意見調整</li> <li>国民申聞鼓機能改善に必要な業務設計</li> </ul>	2人
外部委託	管制業務(24時間管制サービス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録掲示物の常時モニタリングで猥褻なコンテンツ及び個人情報など削除</li> <li>自動化道具によるシステムモニタリングの遂行</li> <li>システム異常の発生時の初期対応</li> </ul>	4人

연구』(국민권익위원회민원조사기획과, 2009年)18~19頁。

<sup>50</sup>2012年2月27日に行政審判総括課から提供された資料によれば、国民申聞鼓の構築当時(2006年)は49個の中央部処だけであったが、現在は、688個の機関と連結したこともあって、利用者は急増し、システムの安定的運営のためにサーバーの増設が必要となっているとのことである。

<sup>51</sup>문용린, 前掲書, 26頁。

<sup>52</sup> 2012年2月27日に行政審判総括課から提供された資料。

専門相談(Help Desk)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民申聞鼓使用者の質問事項（一日平均 250 余件）処理</li> <li>・利用者の要求事項の分析及び機能改善（案）作成</li> </ul>	6 人
システム機能改善及び自治体民願請求統合の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度変更事項の反映及び行政効率性向上等のためのシステム機能の改善（年平均 300 余件）</li> <li>・行政機関で個別的に運営中である民願・国民提案請求の国民申聞鼓への統合支援</li> </ul>	12 人
国民申聞鼓サーバー及び DB 運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・装備障害の予防及び主要部品の周期的点検</li> <li>・システム環境及びサーバー別の個別項目点検</li> <li>・システム SW 維持補修及びシステム保安性強化</li> </ul>	2 人

法的効果の異なる行政審判と民願等の苦情処理を厳格に区別することは必要であるが、国政に対する国民の意思表示を保障するに過ぎない請願、法定の形式・手続によらずに希望を述べるに過ぎない陳情を、少なくとも法定の手続によって苦情の処理が進行し、期日までに何らかの議決が国民に通知される苦衷民願から厳密に区別する実益は国民の側からはないといえよう。また、「実際には、請願、民願、陳情が、互いに区分されることなく混用されているのが現実である<sup>53</sup>」のである。

## VI. 結びにかえて

韓国の行政不服審査制度は、憲法の「行政審判の手続は、……司法手続が準用されなければならない」（107 条 3 項）との規定にしたがって、判断機関の独立性・対審的審理構造・当事者の手続的権利保障などを充実してきたが、それとともに、とくに、中央行政審判委員会については、ついに、行政審判は行政手続の一環と考えるべきか、行政救済の一環と考えるべきかという根本的問題に直面するに至ったようである。その一方で、市・道知事所属の行政審判委員会は、依然として市・道知事の所属に置かれており、その委員長も原則、所属行政庁がなるために、第三者性の不十分さが指摘されており、中央行政審判委員会に吸収する案も一部で主張されているが、地方自治の観点から問題も指摘されている。

ところで、裁決庁概念の廃止の直接的な理由としては、公表の役割を担うにすぎない裁決庁の経由手続を廃止することによって行政審判期間の短縮を図ったものと説明されている。しかし、この改正によって、理論的には、裁決庁を通じた指揮監督関係を土台とした行政組織法的な行政決定構造が消滅したことに留意しなければならない。とくに、この点は、法制処（内閣法制局に相当）に所属していた国務総理行政審判委員会を 2008 年の改正で、新たに国務総理所属下に設置された国民権益委員会（行政型オンブズマンに類似）の所属に変更し、更に、2010 年の改正でその名称も中央行政審判委員会に改称したことで、より一層、指揮監督関係の希薄化が浮かび上がってくる。かつての国務総理行政審判委員会における行政各部長官（大臣）の処分の審査権は、本来、国務総理が持つ彼らに対する

<sup>53</sup>류광해、前掲書、24 頁。

指揮監督権に基づくものと理解できたが、国務総理の第一次直属機関である国民権益委員会でもなく、実質的にその所属機関であるに過ぎない中央行政審判委員会が審査・裁決することを、どのように考えるべきかは、行政組織法的になかなか困難な問題である。この不安定な状態を解決する一つの解答は、イギリスのように、完全に独立した行政審判所（administrative tribunal）への発展であることは間違いないが、果たして、その方向に行くのか、また、その方向が、韓国の社会風土に適合的であるのか、いまだ予断を許さないであろう。

東アジアにおいて、準司法化の先頭を走り続けた韓国は、裁決庁概念の否定によって、少なくとも、行政組織法的な行政不服審査制度の限界として認識されていた橋を渡ろうとしているように感じられる。すなわち、現行の行政不服審査制度は、司法制度との類似性のみで傾斜して、指揮監督関係を中心とする行政組織法的観点からは必ずしも整合的とは言えないように思われるのである。しかし、中央行政審判委員会を国民の苦情処理をも業務担当としている国民権益委員会の所属下に置くことで、行政の処分等の違法・適法、不当を正面から法的に争う行政審判と行政に対する広範な不満の解消という苦情処理（苦衷民願処理）とを入口の段階で余り厳密には区別することなく、インターネットの受付窓口「国民申聞鼓」では、一応、苦衷民願と行政審判との窓口は別に置かれているものの、専門的教育を受けた職員によって、行政審判の要件を欠いていると思われるものは行政審判のルートに乗せるとともに、苦衷民願としても受け付けたり、行政審判で棄却、却下された場合にも、苦衷民願として、もう一度救済の機会を提供するなど、国民の側に立って、ワンストップ・サービスの実施に努めている。行政不服審査制度の間口は、行政訴訟よりも広くなければならないということについては異論がないにもかかわらず、その具体的な制度設計においては、日本においても、なかなか妙案が浮かばないのが現実であるが、韓国のこのシステムは、国民の視線からの行政不服審査制度を構築する際の一つの参考になるのではなかろうか。

## 資料

### 一、韓国の行政審判法 [全部改正2010.1.25 法律第9968号施行日2010.7.26] (抄)

#### 第1章 総則

第1条 (目的) この法律は、行政審判手続を通じて、行政庁の違法若しくは不当な処分又は不作為によって侵害された国民の権利又は利益を救済し、併せて行政の適正な運営を図ることを目的とする。

第2条 (定義) この法律で使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 「処分」とは、行政庁が行う具体的事実に関する法執行としての公権力の行使又はその拒否その他これに準ずる行政作用をいう。
2. 「不作為」とは、行政庁が当事者の申請に対し相当な期間内に一定の処分をしなければ

ばならない法律上の義務があるにかかわらず処分をしないことをいう。

3. 「裁決」とは、行政審判の請求に対して第6条に基づき行政審判委員会が行う判断をいう。
4. 「行政庁」とは、行政に関する意思を決定して表示する国又は地方自治団体の機関、その他法令又は自治法規により行政権限を有し、又は委託を受けた公共団体及びその機関又は私人をいう。

### 第3条（行政審判の対象）

- ①行政庁の処分又は不作為については、他の法律に特別な規定がある場合を除き、この法律により行政審判を請求することができる。
- ②大統領の処分又は不作為については、他の法律で行政審判を請求することができることと定めた場合を除き、行政審判を請求することができない。

### 第4条（特別行政審判等）

- ①事案の専門性及び特殊性を活かすために特に必要な場合を除き、この法律による行政審判にかわる特別な行政不服手続（以下「特別行政審判」という。）又はこの法律による行政審判手続に対する特例を他の法律で定めることはできない。
- ②他の法律で、特別行政審判又はこの法律による行政審判手続に対する特例を定めた場合においても、その法律で規定しない事項に関しては、この法律で定めるところによる。
- ③関係行政機関の長が特別行政審判又はこの法律による行政審判手続に対する特例を新設又は変更する法令を制定・改正するときは、あらかじめ中央行政審判委員会と協議しなければならない。

### 第5条（行政審判の種類） 行政審判の種類は、次の各号のとおりである。

1. 取消審判：行政庁の違法又は不当な処分を取消し又は変更する行政審判
2. 無効等確認審判：行政庁の処分の効力有無又は存否を確認する行政審判
3. 義務履行審判：当事者の申請に対する行政庁の違法若しくは不当な拒否処分又は不作為に対して一定の処分をさせる行政審判

## 第2章 審判機関

### 第6条（行政審判委員会の設置）

- ①次の各号の行政庁又はその所属行政庁（行政機関の階層構造に拘らずその監督を受け、又は委託を受けたすべての行政庁をいうが、委託を受けた行政庁は、その委託を受けた事務に関しては、委託した行政庁の所属行政庁とみなす。以下同じ。）の処分又は不作為に対する行政審判の請求（以下「審判請求」という。）については、次の各号の行政庁に置く行政審判委員会で審理・裁決する。
  1. 監査院、国家情報院長、その他大統領令で定める大統領所属機関の長
  2. 国会事務総長・法院行政処長・憲法裁判所事務処長及び中央選挙管理委員会事務総長
  3. 国家人権委員会、「真実・和解のための過去史整理委員会」その他地位・性格の独立

性及び特殊性等が認められ、大統領令で定める行政庁

- ②次の各号の行政庁の処分又は不作為に対する審判請求については、「腐敗防止及び国民権益委員会の設置と運営に関する法律」に基づき設置される国民権益委員会（以下「国民権益委員会」という。）に置かれる中央行政審判委員会で審理・裁決する。
1. 第1項による行政庁以外の国家行政機関の長又はその所属行政庁
  2. 特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（特別市・広域市・道又は特別自治道の教育監を含む。以下「市・道知事」という。）又は特別市・広域市・道・特別自治道（以下「市・道」という。）の議会（議長、委員会の委員長、事務処長等議会に所属するすべての行政庁を含む。）
  3. 「地方自治法」に基づき地方自治団体組合等関係法律により国家・地方自治団体・公共法人等が共同で設立した行政庁。ただし、第3項第3号に該当する行政庁は、これを除く。
- ②次の各号の行政庁の処分又は不作為に対する審判請求については、市・道知事所属に置かれる行政審判委員会で審理・裁決する。
1. 市・道所属行政庁
  2. 市・道の管轄区域にある市・郡・自治区の長、所属行政庁又は市・郡・自治区の議会（議長、委員会の委員長、事務局長、事務課長等議会所属のすべての行政庁を含む。）
  3. 市・道の管轄区域にある二以上の地方自治団体（市・郡・自治区をいう。）・公共法人等が共同で設立した行政庁
- ③第2項第1号にかかわらず、大統領令で定める国家行政機関所属の特別地方行政機関の長の処分又は不作為に対する審判請求については、当該行政庁の直近上級行政機関に置かれる行政審判委員会で審理・裁決する。

#### 第7条（行政審判委員会の構成）

- ①行政審判委員会（中央行政審判委員会を除く。以下この条において同じ。）は、委員長1人を含む30人以内の委員で構成する。
- ②行政審判委員会の委員長は、その行政審判委員会が所属する行政庁がなり、委員長が欠けたとき、やむをえない事由で職務を遂行できないとき又は委員長が必要と認めるときは、次の各号の順序により委員が委員長の職務を代行する。
1. 委員長が事前に指名した委員
  2. 第4項により指名された公務員である委員（2人以上の場合には、職級又は高位公務員団に属する公務員の職務等級が高い委員の順序で、職級又は職務等級も同じ場合には委員在職期間が長い委員の順序で、在職期間も同じ場合には年長者の順序とする。）
- ③第2項にかかわらず、第6条第3項により市・道知事所属に置かれる行政審判委員会の場合には、当該地方自治団体の条例に定めるところにより公務員でない委員を委員長に定めることができる。この場合、委員長は、非常任とする。
- ④行政審判委員会の委員は、当該行政審判委員会が所属する行政庁が次の各号のいずれか

一に該当する人の中から委嘱し、又はその所属公務員の中から指名する。

1. 弁護士資格を取得した後5年以上の実務経験がある者
2. 「高等教育法」第2条第1号から第6号までの規定に基づく学校において助教授以上として在職し、又は在職していた者
3. 行政機関の4級以上の公務員又は高位公務員団に属する公務員であった者
4. 博士学位を取得した後当該分野で5年以上勤務した経験がある者
5. その他行政審判と関連した分野の知識と経験が豊富な者

⑤行政審判委員会の会議は、委員長及び委員長が会議ごとに指定する8人の委員（そのうち第4項による委嘱委員は6人以上とするが、第3項により委員長が公務員でない場合には5人以上とする。）で構成する。ただし、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則又は大統領令（第6条第3項により市・道知事所属に置かれる行政審判委員会の場合には当該地方自治団体の条例）で定めるところにより、委員長及び委員長が会議ごとに指定する6人の委員（そのうち第4項による委嘱委員は5人以上とするが、第3項により公務員でない委員が委員長の場合には4人以上とする。）で構成することができる。

⑥行政審判委員会は、第5項による構成員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。

⑦行政審判委員会の組織及び運営その他必要な事項は、国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則、中央選挙管理委員会規則又は大統領令で定める。

#### 第8条（中央行政審判委員会の構成）

①中央行政審判委員会は、委員長1人を含む50人以内の委員で構成するが、委員のうち常任委員は、4人以内とする。

②中央行政審判委員会の委員長は、国民権益委員会の副委員長の中の1人となり、委員長が欠けたとき、やむをえない事由で職務を遂行できないとき又は委員長が必要と認めるときは、常任委員（常任で在職した期間が長い委員の順序で、在職期間が同じ場合には年長者の順序とする。）が委員長の職務を代行する。

③中央行政審判委員会の常任委員は、特別職国家公務員として任命されるが、3級以上の公務員又は高位公務員団に属する一般職公務員として3年以上勤務した者又はその他行政審判に関する知識及び経験が豊富な者の中から中央行政審判委員会委員長の提案により国務総理を経由して大統領が任命する。

④中央行政審判委員会の非常任委員は、第7条第4項各号のいずれかに該当する者の中から中央行政審判委員会委員長の提案により国務総理が委嘱する。

⑤中央行政審判委員会の会議（第6項による小委員会会議は除く。）は、委員長、常任委員及び委員長が会議ごとに指定する非常任委員を含む総勢9人で構成する。

⑥中央行政審判委員会は、審判請求事件（以下「事件」という。）のうち「道路交通法」による自動車運転免許行政処分に関する事件（小委員会が中央行政審判委員会で審理・議決するよう決定した事件は除く。）を審理・議決させるために4人の委員で構成する小

委員会を置くことができる。

- ⑦中央行政審判委員会及び小委員会は、各々第5項及び第6項による構成員過半数の出席と出席委員過半数の賛成で議決する。
- ⑧中央行政審判委員会は、委員長が指定する事件をあらかじめ検討することが必要な場合には、専門委員会を置くことができる。
- ⑨中央行政審判委員会、小委員会及び専門委員会の組織及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

#### 第9条（委員の任期及び身分保障等）

- ①第7条第4項に基づき指名された委員は、その職に在職する間、在任する。
- ②第8条第3項により任命された中央行政審判委員会常任委員の任期は、3年とし、1次に限って連任することができる。
- ③第7条第4項及び第8条第4項により委嘱された委員の任期は、2年とし、2次に限って連任することができる。ただし、第6条第1項第2号に規定された機関に置かれる行政審判委員会の委嘱委員の場合には、各々国会規則、大法院規則、憲法裁判所規則又は中央選挙管理委員会規則の定めるところによる。
- ④次の各号のいずれかに該当する者は、第6条に基づく行政審判委員会（以下「委員会」という。）の委員になることができず、委員がこれに該当するようになったときは、当然に退職する。
  1. 大韓民国国民でない者
  2. 「国家公務員法」第33条各号のいずれかに該当する者
- ⑤第7条第4項及び第8条第4項により委嘱された委員は、禁錮以上の刑を宣告され、又はやむをえない事由で長期間職務を遂行できなくなる場合のほかは、任期中その意思に反して解嘱されない。

#### 第10条（委員の除斥・忌避・回避）

- ①委員会の委員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事件の審理・議決から除斥される。この場合、除斥決定は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が職権又は当事者の申請により行う。
  1. 委員又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者又は事件に関して共同権利者若しくは義務者の場合
  2. 委員が、事件の当事者と親族又は親族であった場合
  3. 委員が、事件に関して証言又は鑑定をした場合
  4. 委員が、当事者の代理人として事件に関与し、又は関与していた場合
  5. 委員が、事件の対象になった処分又は不作為に関与した場合
- ②当事者は、委員に公正な審理・議決を期待するのが困難な事情があれば、委員長に忌避申請をすることができる。
- ③委員に対する除斥申請又は忌避申請は、その理由を疎明する文書によって行わなければ

ならない。

- ④委員長は、除斥申請又は忌避申請の対象になった委員から、それについての意見を受けることができる。
- ⑤委員長は、除斥申請又は忌避申請を受けたときは、除斥又は忌避の許否についての決定をして、遅滞なく、申請人に決定書正本を送達しなければならない。
- ⑥委員会の会議に参加する委員が除斥事由又は忌避事由に該当することを知ったときは、自らその事件の審理・議決を回避することができる。この場合、回避しようとする委員は、委員長にその事由を疎明しなければならない。
- ⑦事件の審理・議決に関する事務に関与する委員でない職員にも、第1項から第6項までの規定を準用する。

第11条（罰則適用時の公務員擬制）委員の中で公務員でない委員は、刑法及びその他の法律による罰則を適用するときは、公務員とみなす。

第12条（委員会の権限継承）一略一

### 第3章 当事者及び関係人

第13条（請求人適格）

- ①取消審判は、処分の取消し又は変更を求める法律上の利益がある者が請求することができる。処分の効果が期間の経過、処分の執行その他の事由で消滅した後にも、その処分の取消しによって回復する法律上の利益がある者の場合も、同様とする。
- ②無効等確認審判は、処分の効力有無又は存在有無の確認を求める法律上の利益がある者が請求することができる。
- ③義務履行審判は、処分を申請した者で行政庁の拒否処分又は不作為に対して一定の処分を求める法律上の利益がある者が請求することができる。

第14条（法人でない社団又は財団の請求人能力）法人でない社団又は財団で代表者又は管理人が定められている場合には、その社団又は財団の名称で審判請求をすることができる。

第15条（選定代表者）一略一

第16条（請求人の地位承継）一略一

第17条（被請求人の適格及び更正）

- ①行政審判は、処分をした行政庁（義務履行審判の場合には請求人の申請を受けた行政庁）を被請求人として、請求しなければならない。ただし、審判請求の対象と関係する権限が他の行政庁に承継された場合には、権限を承継した行政庁を被請求人としなければならない。

②～⑥略

第18条（代理人の選任）

- ①請求人は、法定代理人の他に次の各号のいずれかに該当する者を代理人として選任することができる。

1. 請求人の配偶者、請求人又は配偶者の4親等以内の血族
2. 請求人が法人又は第14条による請求人能力のある法人格なき社団若しくは財団の場合には、その所属役職員
3. 弁護士
4. 他の法律により審判請求を代理できる者
5. その他委員会の許可を受けた者

②～③略

第19条（代表者等の資格）一略一

第20条（審判参加）一略一

第21条（審判参加の要求）一略一

第22条（参加人の地位）

①参加人は、行政審判手続で当事者ができる審判手続上の行為をすることができる。

②この法律により当事者が委員会に書類を提出するときは、参加人の数と同数の副本を提出しなければならない。委員会が当事者に通知をし、又は書類を送達するときは、参加人にも通知し、又は送達しなければならない。

③参加人の代理人選任、代表者資格及び書類提出に関しては、第18条、第19条及び本条第2項を準用する。

#### 第4章 行政審判請求

第23条（審判請求書の提出）

①行政審判を請求しようとする者は、第28条により審判請求書を作成して、被請求人又は委員会に提出しなければならない。この場合、被請求人と同数の審判請求書副本を併せて提出しなければならない。

②～④略

第24条（被請求人の審判請求書等の受付・処理）

①被請求人が第23条第1項、第2項又は第26条第1項により審判請求書を受け付け、又は送付を受けたときは、10日以内に審判請求書（第23条第1項、第2項の場合のみ該当する。）及び答弁書を委員会に送付しなければならない。ただし、請求人が審判請求を取り下げた場合は、この限りでない。

②被請求人は、処分の相手方でない第三者が審判請求をした場合には、遅滞なく、処分の相手方にその事実を知らせなければならない。この場合、審判請求書写本を併せて送達しなければならない。

③被請求人が第1項本文により審判請求書を送付するときは、審判請求書に委員会を表示せず、又は誤って表示された場合にも、正当な権限がある委員会に送付しなければならない。

④被請求人は、第1項本文により答弁書を送付するときは、請求人と同数の答弁書副本を併

せて送付し、答弁書には次の各号の事項を明確に記載しなければならない。

1. 処分又は不作為の根拠及び理由
2. 審判請求の趣旨及び理由に対応する答弁
3. 第2項に該当する場合には、処分の相手方の氏名、住所、連絡先及び第2項の義務履行の有無

⑤第2項及び第3項の場合に、被請求人は、送付事実を、遅滞なく、請求人に知らせなければならない。

⑥中央行政審判委員会で審理・裁決する事件の場合、被請求人は、第1項により委員会に審判請求書又は答弁書を送付するときは、所管中央行政機関の長にも、その審判請求・答弁の内容を知らせなければならない。

第25条（被請求人の職権取消し等）

①第23条第1項、第2項又は第26条第1項により審判請求書を受けた被請求人は、その審判請求が理由あると認めるときは、審判請求の趣旨に従い、職権で処分を取り消し、変更し、若しくは確認し、又は申請に基づく処分（以下この条において「職権取消し等」という。）をすることができる。この場合、書面で請求人に知らせなければならない。

②被請求人は、第1項により職権取消し等をしたときは、請求人が審判請求を取り下げた場合を除き、第24条第1項本文により審判請求書・答弁書を送付するときに、職権取消し等の事実を証明する書類を委員会に併せて提出しなければならない。

第26条（委員会の審判請求書等の受付・処理）—略—

第27条（審判請求の期間）

①行政審判は、処分があったことを知った日から90日以内に請求しなければならない。

②請求人が天災地変、戦争、事変その他の不可抗力によって、第1項で定めた期間に審判請求をできなかったときは、その事由が消滅した日から14日以内に行政審判を請求することができる。ただし、国外から行政審判を請求する場合には、その期間を30日とする。

③行政審判は、処分があった日から180日が過ぎたときは、請求することができない。ただし、正当な事由がある場合には、この限りでない。

④第1項及び第2項の期間は、不変期間とする。

⑤行政庁が審判請求期間を第1項に規定した期間より長い期間であると誤って知らせた場合、その誤って知らせた期間に審判請求があったときは、その行政審判は第1項に規定した期間に請求されたとみなす。

⑥行政庁が審判請求期間を知らせない場合には、第3項に規定した期間に審判請求をすることができる。

⑦第1項から第6項までの規定は、無効等確認審判請求及び不作為に対する義務履行審判請求には適用しない。

第28条（審判請求の方式）①審判請求は、書面で行なければならない。

②～⑤略

## 第29条（請求の変更） 一略一

### 第30条（執行停止）

- ① 審判請求は、処分の効力、その執行又は手続の続行に影響を与えない。
- ② 委員会は、処分、処分の執行又は手続の続行のために重大な損害の生ずることを予防する必要性が緊急にあると認めるときは、職権、又は当事者の申請により、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）を決定することができる。ただし、処分の効力の停止は、処分の執行又は手続の続行を停止によってその目的を達成することができるときは、許されない。
- ③ 執行停止は、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、許されない。
- ④ 委員会は、執行停止を決定した後に執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又はその停止事由がなくなった場合には、職権又は当事者の申請により、執行停止決定を取り消すことができる。
- ⑤ 執行停止の申請は、審判請求と同時に又は審判請求に対する第7条第6項若しくは第8条第7項による委員会若しくは小委員会の議決がある前までに、執行停止決定の取消の申請は、審判請求に対する第7条第6項又は第8条第7項による委員会又は小委員会の議決がある前までに、申請の趣旨及び原因を記載した書面を委員会に提出しなければならない。ただし、審判請求書を被請求人に提出した場合で、審判請求と同時に執行停止の申請をするときは、審判請求書写本及び受付証明書を併せて提出しなければならない。
- ⑥ 第2項及び第4項にかかわらず、委員会の審理・決定を待つ場合に重大な損害が生ずるおそれがあるとき認めるときは、委員長は、職権で委員会の審理・決定に替わる決定をすることができる。この場合、委員長は、遅滞なく、委員会にその事実を報告して追認を受けなければならない。委員会の追認を受けられないときは、委員長は、執行停止又は執行停止取消しに関する決定を取り消さなければならない。
- ⑦ 委員会は、執行停止又は執行停止の取消しに関して審理・決定したときは、遅滞なく、当事者に決定書正本を送達しなければならない。

### 第31条（臨時処分）

- ① 委員会は、処分又は不作為が違法又は不当であると相当の疑いがある場合で、処分又は不作為のために当事者が受けるおそれのある重大な不利益又は当事者に生ずる急迫した危険を避けるために臨時の地位を定めなければならない必要がある場合には、職権又は当事者の申請により、臨時処分を決定することができる。
- ② 第1項による臨時処分に関しては、第30条第3項から第7項までを準用する。この場合、同条第6項前段中「重大な損害が生ずるおそれ」は、「重大な不利益又は急迫した危険が生ずるおそれ」とみなす。
- ③ 第1項による臨時処分は、**第30条第2項**による執行停止によって目的を達成できる場合には、許されない。

## 第5章 審理

### 第32条（補正）

- ① 委員会は、審判請求が適法でないものの補正することができることを認めるときは、期間を定めて、請求人に補正すべきことを要求することができる。ただし、軽微な事項は、職権で補正することができる。
- ② 請求人は、第1項の要求を受けたときは、書面で補正しなければならない。この場合、他の当事者と同数の補正書副本を併せて提出しなければならない。
- ③ 委員会は、第2項により提出された補正書副本を、遅滞なく、他の当事者に送達しなければならない。
- ④ 第1項による補正をした場合には、初めから適法に行政審判が請求されたものとみなす。
- ⑤ 第1項による補正期間は、第45条による裁決期間に算入しない。

### 第33条（主張の補充） 一略一

### 第34条（証拠書類等の提出） 一略一

### 第35条（資料の提出要求等）

- ① 委員会は、事件審理に必要なときは、関係行政機関が保管中の関連文書、帳簿、その他必要な資料の提出を要求することができる。
- ② 委員会は、必要と認めるときは、事件と関連した法令を主管する行政機関その他関係行政機関の長又はその所属公務員に、委員会の会議に参加して意見を陳述することを要求し、又は意見書を提出することを要求することができる。
- ③ 関係行政機関の長は、特別な事情がない限り、第1項及び第2項による委員会の要求に従わなければならない。
- ④ 中央行政審判委員会で審理・裁決する審判請求の場合、所管中央行政機関の長は、意見書を提出し、又は委員会に出席して意見を陳述することができる。

### 第36条（証拠調査）

- ① 委員会は、事件を審理するために必要なときは、職権又は当事者の申請により、次の各号の方法によって証拠調査をすることができる。
  1. 当事者又は関係人（関係行政機関所属公務員を含む。以下同じ。）を委員会の会議に出席させ、訊問する方法
  2. 当事者又は関係人が持っている文書、帳簿、物件又はその他の証拠資料の提出を要求し、領置する方法
  3. 特別な学識及び経験を有する第三者に鑑定を要求する方法
  4. 当事者又は関係人の住所、居所、事業場その他の必要な場所に立ち入って、当事者又は関係人に質問し、又は書類、物件等を調査若しくは検証する方法
- ② 委員会は、必要なときは、委員会が所属する行政庁の職員又は他の行政機関に囑託して、第1項の証拠調査をさせることができる。
- ③ 第1項による証拠調査を遂行する者は、その身分を示す証票を携帯して、これを当事者及

び関係人に提示しなければならない。

④第1項による当事者等は、委員会の調査又は要求等に誠実に協力しなければならない。

第37条（手続の併合又は分離） 一略一

第38条（審理期日の指定と変更） 一略一

第39条（職権審理） 委員会は、必要なときは、当事者が主張しない事実に対しても審理することができる。

第40条（審理の方式）

①行政裁判の審理は、口頭審理又は書面審理とする。ただし、当事者が口頭審理を申請した場合には、書面審理だけで決定することができるものと認められるときのほかは、口頭審理をしなければならない。

②委員会は、第1項ただし書により口頭審理申請を受けたときは、その許否を決定して、申請人に知らせなければならない。

③第2項の通知は、簡易通知の方法によってすることができる。

第41条（発言内容等の非公開） 委員会で委員が発言した内容又はその他公開されれば委員会の審理・裁決の公正性を害するおそれがある事項として、大統領令で定める事項は、公開しない。

第42条（審判請求等の取下げ） 一略一

## 第6章 裁決

第43条（裁決の区分）

①委員会は、審判請求が適法でないときは、その審判請求を却下する。

②委員会は、審判請求に理由がないと認めるときは、その審判請求を棄却する。

③委員会は、取消審判の請求に理由があると認めるときは、処分を取り消し、他の処分に変更し、又は処分を他の処分に変更することを被請求人に命じる。

④委員会は、無効等確認審判の請求に理由があると認めるときは、処分の効力有無又は処分の存否を確認する。

⑤委員会は、義務履行審判の請求に理由があると認めるときは、遅滞なく、申請に基づく処分をし、又は処分をすることを被請求人に命じる。

第44条（事情裁決）

①委員会は、審判請求に理由があると認める場合であっても、これを認容することが公共の福祉に大きく違背すると認めるときは、その審判請求を棄却する裁決をすることができる。この場合、委員会は、裁決の主文でその処分又は不作為が違法又は不当であることを、具体的に明らかにしなければならない。

②委員会は、第1項に基づく裁決をするときは、請求人に対して相当な救済方法を取り、又は相当な救済方法をとることを被請求人に命じることができる。

③第1項及び第2項は、無効等確認審判には、適用しない。

#### 第45条（裁決期間）

- ①裁決は、第23条により被請求人又は委員会が審判請求書を受けた日から60日以内にならなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、委員長が職権で30日を延長することができる。
- ②委員長は、第1項ただし書により裁決期間を延長する場合には、裁決期間が終わる7日前まで当事者に知らせなければならない。

#### 第46条（裁決の方式）

- ①裁決は、書面で行う。
- ②～③略

#### 第47条（裁決の範囲）

- ①委員会は、審判請求の対象になる処分又は不作為以外の事項については、裁決することができない。
- ②委員会は、審判請求の対象になる処分よりも請求人に不利な裁決をすることができない。

#### 第48条（裁決の送達と効力発生） 一略一

#### 第49条（裁決の拘束力等）

- ①審判請求を認容する裁決は、被請求人及びその他の関係行政庁を拘束する。
- ②当事者の申請を拒否し、又は不作為で放置した処分の履行を命じる裁決があったときは、行政庁は、遅滞なく、以前の申請に対して裁決の趣旨に従い処分をしなければならない。
- ③申請による処分が手続の違法又は不当を理由として裁決で取り消された場合には、第2項を準用する。
- ④法令の規定により公告又は告示した処分が、裁決で取消し又は変更されたときは、処分をした行政庁は、遅滞なく、その処分が取消し又は変更されたことを、公告又は告示しなければならない。
- ⑤法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取消し、又は変更されたときは、処分をした行政庁は、遅滞なく、その利害関係人にその処分が取消し又は変更されたことを知らせなければならない。

#### 第50条（委員会の直接処分）

- ①委員会は、被請求人が第49条第2項にもかかわらず、処分をしない場合には、当事者の申請に応じて、期間を定めて書面で是正を命じ、その期間に履行しないときは、直接処分をすることができる。ただし、その処分の性質又はその他の不可避な事由によって委員会が直接処分をすることができない場合には、この限りでない。
- ②委員会は、第1項本文により直接処分をしたときは、その事実を当該行政庁に通知しなければならない。その通知を受けた行政庁は、委員会がした処分を、自らがした処分とみなして、関係法令に従い管理、監督等必要な措置をしなければならない。

第51条（行政審判再請求の禁止） 審判請求に対する裁決があったときは、その裁決及び同一の処分又は不作為に対して、再び行政審判を請求することができない。

## 第7章 電子情報処理組織を通じた行政審判手続の遂行

第52条（電子情報処理組織を通じた審判請求等）一略一

第53条（電子署名等）一略一

第54条（電子情報処理組織を利用した送達等）一略一

## 第8章 補則

第55条（証拠書類等の返還）一略一

第56条（住所等送達場所変更の申告義務）一略一

第57条（書類の送達）一略一

第58条（行政審判の教示）一略一

第59条（不合理な法令等の改善）

①中央行政審判委員会は、審判請求を審理・裁決するにおいて、処分又は不作為の根拠になる命令等（大統領令、総理令、部令、訓令、例規、告示、条例、規則等をいう。以下同じ。）が法令に根拠がない、上位法令に違反する、又は国民に過度な負担を与える等甚だしく不合理であるときは、関係行政機関にその命令等の改正、廃止等適切な是正措置を要請することができる。

②第1項による要請を受けた関係行政機関は、正当な事由がない限り、これに従わなければならない。

第60条（調査・指導等）

①中央行政審判委員会は、行政庁に対して、次の各号の事項等を調査して、必要な指導をすることができる。

1. 委員会の運営実態
2. 裁決履行状況
3. 行政審判の運営現況

②行政庁は、この法律による行政審判を経て、行政訴訟法による抗告訴訟が提起された事件について、その内容及び結果等大統領令で定める事項を半期ごとにその次の月の15日までに、当該審判請求に対する裁決をした中央行政審判委員会又は第6条第3項により市・道知事所属に設置される行政審判委員会に知らせなければならない。

③第6条第3項により市・道知事所属に設置される行政審判委員会は、中央行政審判委員会が要請したときは、第2項により収集した資料を提出しなければならない。

第61条（権限の委任）一略一

## 二、中央行政審判委員会の事件処理状況<sup>54</sup>

<sup>54</sup> <http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060403>

・中央行政審判委員会の年度別事件処理現況 (単位: 件)

区分 年度	受案件数	審理・議決				認容率(%)	取下げ・移送
		計	認容	棄却	却下		
1998	6,847	7,335	2,423	4,656	256	33	0
1999	8,032	8,056	2,066	5,590	400	25.6	67
2000	9,454	8,842	1,899	6,265	678	21.5	123
2001	11,317	12,246	2,889	8,620	737	23.6	110
2002	11,725	9,442	1,884	6,988	570	20	587
2003	13,859	13,164	2,500	10,028	636	19	269
2004	21,148	19,114	3,372	14,945	797	17.6	547
2005	21,345	21,131	3,102	17,157	872	14.7	891
2006	19,541	18,744	2,968	15,160	616	15.8	448
2007	23,330	23,179	3,720	18,818	641	16	555
2008	24,194	23,142	3,462	18,840	840	15	1,211
2009	29,574	27,461	4,162	22,358	941	15.2	1,151
2010	31,019	30,472	4,990	24,320	1,162	16.4	1,001
合計	259,443	251,251	44,277	196,829	10,145	17.6	8,021

・事件別の処理現況－運転免許関連事件 (単位: 件)

区分 年度	受理	審理・議決			
		小計	認容	棄却	却下
1998	5,602	6,108	2,180 (35.7)	3,862	66
1999	6,178	6,455	1,848 (28.6)	4,450	157
2000	7,054	6,436	1,654	4,467	315

			(25.7)		
2001	8,331	9,114	2,582 (28.3)	6,096	436
2002	9,392	7,792	1,735 (22.3)	5,652	405
2003	11,761	10,936	2,312 (21.1)	8,362	262
2004	18,993	17,098	3,163 (18.5)	13,401	534
2005	18,467	18,546	2,906 (15.7)	15,078	562
2006	16,524	15,813	2,717 (17.2)	12,799	297
2007	19,997	20,589	3,544 (17.2)	16,744	301
2008	19,538	18,608	3,127 (16.8)	15,244	237
2009	24,054	22,708	3,800 (16.7)	18,549	359
2010	24,999	24,552	4,281 (17.4)	19,946	325
合計	213,871	208,667	40,141 (19.2)	163,958	4,568

・事件別の処理現況－褒勲関連事件 (単位: 件)

区分 年度	受理	審理・議決			
		小計	認容	棄却	却下
1998	416	405	53	343	9

			(13.1)		
1999	736	695	87 (12.5)	585	23
2000	1,317	1,210	119 (9.8)	1,056	35
2001	1,612	1,783	147 (8.2)	1,603	33
2002	1,325	1,069	61 (5.7)	984	24
2003	893	983	43 (4.4)	908	32
2004	1,024	894	40 (4.5)	831	23
2005	1,215	1,209	41 (3.4)	1,134	34
2006	1,542	1,490	36 (2.4)	1,431	23
2007	1,420	1,324	19 (1.4)	1,271	34
2008	2,325	2,045	40 (2)	1,958	47
2009	2,667	2,691	102 (3.8)	2,521	68
2010	2,654	2,495	86 (3.4)	2,334	75
合計	21,059	20,329	953 (4.7)	18,846	530

・事件別の処理現況—一般事件（その他）（単位：件）

区分 年度	受理	審理・議決			
		小計	認容	棄却	却下
1998	829	822	190 (23.1)	451	181
1999	1,118	906	131 (14.5)	555	220
2000	1,083	1,196	126 (10.5)	742	328
2001	1,374	1,349	160 (11.9)	921	268
2002	1,008	581	88 (15.1)	352	141
2003	1,205	1,245	145 (11.6)	758	342
2004	1,131	1,122	169 (15.1)	713	240
2005	1,663	1,376	155 (11.3)	945	276
2006	1,475	1,441	215 (14.9)	930	296
2007	1,913	1,266	157 (12.4)	803	306
2008	2,331	2,489	295 (11.9)	1,638	556
2009	2,853	2,062	260 (12.6)	1,288	514

2010	3,366	3,425	623 (18.2)	2,040	762
합계	24,513	22,255	3,183 (14.3)	14,025	5,047

### 三、参考文献

#### (1) 書籍

1. 국민권익위원회 『2011 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2012 年)  
[http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060101&method=searchDetailViewInc&boardNum=24817&currPageNo=1&confId=47&conConfId=47&conTabId=0&conSearchCol=BOARD\\_TITLE&conSearchSort=A. BOARD\\_REG\\_DATE+DESC%2C+BOARD\\_NUM+DESC](http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060101&method=searchDetailViewInc&boardNum=24817&currPageNo=1&confId=47&conConfId=47&conTabId=0&conSearchCol=BOARD_TITLE&conSearchSort=A. BOARD_REG_DATE+DESC%2C+BOARD_NUM+DESC)
2. 박균성 『행정법 기본강의(제 3 판)』 (박영사, 2011 年)
3. 정선균 『행정쟁송법 강의(제 3 판)』 (인해, 2011 年)
4. 국민권익위원회 『2010 국민권익백서』 (국민권익위원회, 2011 年)  
[http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060101&method=searchDetailViewInc&boardNum=15046&currPageNo=2&confId=47&conConfId=47&conTabId=0&conSearchCol=BOARD\\_TITLE&conSearchSort=A. BOARD\\_REG\\_DATE+DESC%2C+BOARD\\_NUM+DESC](http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060101&method=searchDetailViewInc&boardNum=15046&currPageNo=2&confId=47&conConfId=47&conTabId=0&conSearchCol=BOARD_TITLE&conSearchSort=A. BOARD_REG_DATE+DESC%2C+BOARD_NUM+DESC)
5. 이철환 『행정구제법(제 3 판)』 (전남대학교출판부, 2010 年)
6. 류광해 『행정심판노트』 (충남대학교출판부, 2010 年)
7. 홍정선 『행정법입문(신)(제 4 판)』 (박영사, 2010 年)
8. 문용린 『권익구제 교재 개발 연구』 (국민권익위원회민원조사기획과, 2009 年)
9. 박균성 『행정법강의(제 8 판)』 (2009 年)
10. 국민권익위원회 『국민권익위원회 주요업무안내서』 (국민권익위원회, 2008 年)  
[http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060110&method=searchDetailViewInc&boardNum=5586&currPageNo=5&confId=23&conConfId=23&conTabId=0&conSearchCol=BOARD\\_TITLE](http://www.acrc.go.kr/acrc/board.do?command=searchDetail&menuId=05060110&method=searchDetailViewInc&boardNum=5586&currPageNo=5&confId=23&conConfId=23&conTabId=0&conSearchCol=BOARD_TITLE)
11. 법제처 『법제처 60 년사』 (법제처, 2008 年)
12. 申龍徹 『韓国行政・自治入門』 (公人社, 2006 年)
13. 국무총리행정심판위원회 · 법제처 『행정심판 20 년사』 (국무총리행정심판위원회 · 법제처, 2005 年)
14. 尹龍澤 『東アジアの行政不服審査制度—韓国・中国・台湾そして日本』 (有信堂, 2004 年)

年)

## (2) 論文

- 1.申龍徹「韓国の官僚制度」『アジアのなかの日本官僚—歴史と現在』(勉誠出版、2011年)
- 2.정형근「개정 행정심판법의 주요쟁점에 관한 검토」  
『행정법연구』(행정법이론실무학회) 제 27 호 [2010]
- 3.김용섭「행정심판위원회제도의 현황과 과제」  
『법학연구』(원광대학교 법학연구소) 제 26 권 제 1 호 [2010]
- 4.李相千「行政審判請求人適格에 관한 立法論」  
『東亞法學』(東亞大學校 法學研究所) 제 46 호 [2010]
- 5.장용희, 최연태, 박상인「행정구제서비스 만족도 결정요인 분석—행정심판 및  
고충처리제도를 중심으로」『한국사회와 행정연구』(서울행정학회) 제 20 권  
제 4 호 [2010] (서울행정학회)
- 6.신봉기「특별행정심판의 개념과 허용요건」  
『法學論攷』(경북대학교 법학연구원) 제 32 집 [2010]
7. 김연태「국무총리행정심판위원회와 시·도행정 심판위원회의 통합 논의에 관한  
고찰」  
『고려법학』(고려대학교 법학연구원) 제 52 호 [2009]
- 8.金重權「최근의 법률개정에 따른 행정심판제도의 문제점에 관한 소고」  
『公法研究』(韓國公法學會) 제 36 집 제 4 호 [2008]
- 9.自治体国際化協会(CLAIR)編『各国の電子自治体の推進状況』第6章「韓国」(高橋誠  
執筆)、(財)自治体国際化協会(CLAIR)、2006年)123頁以下。
- 10.黃海鳳「行政審判制度和 行政審判機關에 관한 研究」慶熙大學校大學院  
博士学位論文 [2007]

## (3) ウェブサイト

- 1.중앙행정심판위원회 <https://www.simpan.go.kr/claim/index.jsp>